

平成29年11月15日
東京土地家屋調査士会
研 修 部

「平成29年度法令実務研修会」配付資料の 事前公開について（お知らせ）

平素は、会務運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記研修会（日時：11月21日（火）午後1時00分開講／会場：「なかのZERO」大ホール）の開催につきましては、去る10月20日付け東調研発第27号（ハガキ）をもってお知らせしたところであり、会員各位におかれては、既に出席のご予定をいただいているものと思います。

そこで、当該研修内容をより深くご理解いただくことを目的として、研修会当日に配付する資料を、事前に本会のホームページをもって公開することと致しました。

つきましては、あらかじめ当該資料をご一読の上、研修会に臨まれますよう、お知らせ致します。

なお、このことにより、会員各位において、事前に当該資料を印刷され、あるいはタブレット端末等を利用した電磁的資料として、ご持参・受講いただけることを期待申し上げ、研修会当日は、希望者に対してのみ、紙媒体（両面印刷）による資料の配付を行うこととさせていただきましたので、併せてお知らせ致します。

平成２９年度法令実務研修会 配布資料

1. 開催日 平成２９年１１月２１日（火）
2. 会場 なかのZERO 大ホール
3. 目次

【第一部（１頁～１９頁）】

テーマ：準天頂衛星「みちびき」を用いた測位の現状と展望

講師：浅里幸起（一財）衛星測位利用推進センター技術開発本部開発部長

【第二部（２０頁～２６頁）】

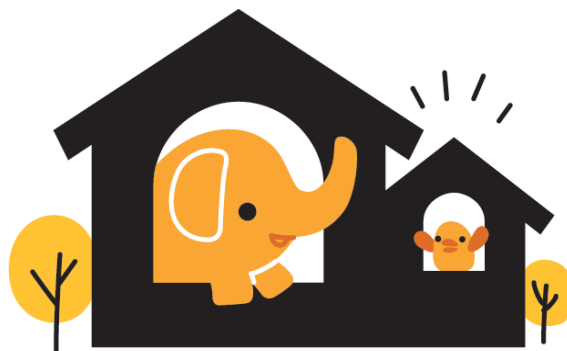
テーマ：法定相続情報証明制度の概要と現状

講師：渡邊英介 東京法務局 民事行政部 不動産登記部門 統括登記官

【第三部（２７頁～４５頁）】

テーマ：東京法務局における筆界特定の現状

講師：小池和寿 東京法務局民事行政部 不動産登記部門 統括登記官



エコゾウ&トツチ ©東京土地家屋調査士会

東京土地家屋調査士会

【 第一部 】

準天頂衛星「みちびき」を用いた測位の現状と展望

講 師 浅里幸起（一財）衛星測位利用推進センター技術開発本部開発部長

法令実務研修会
東京・なかのZERO本館大ホール
2017年11月21日

準天頂衛星「みちびき」を用いた 衛星測位とは

一般財団法人 衛星測位利用推進センター(SPAC)
技術開発本部 開発部長
浅里 幸起

1

目 次

1. はじめに	・・・ 3
2. 衛星測位とは	・・・ 4
3. 準天頂衛星システムとは	・・・ 9
4. 準天頂衛星の利活用	・・・17
5. 準天頂衛星が先駆けるG空間社会の幕開け	・・・34
6. まとめ	・・・35
略語集	・・・37

2

1. はじめに

本講座では、本年度4機体制が構築されつつある準天頂衛星「みちびき」と、みちびきを活用した高精度衛星測位について説明します。



3

2. 衛星測位とは

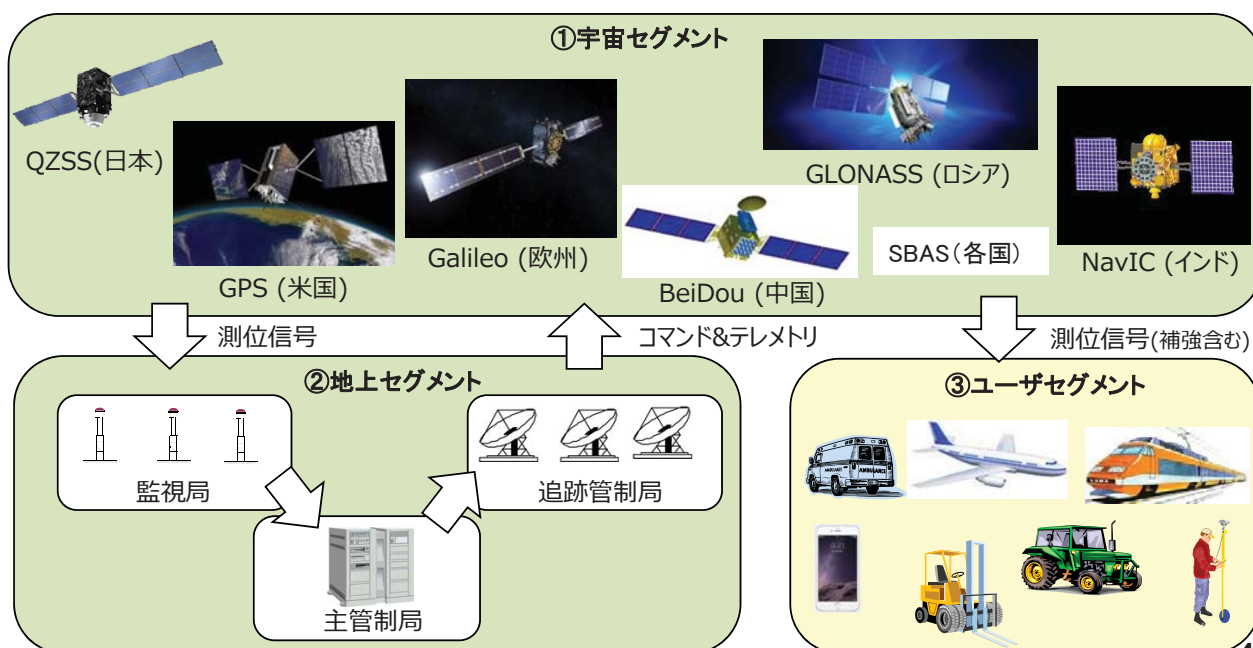
2.1 全地球航法衛星システム(GNSS)

全地球航法衛星システム (GNSS: Global Navigation Satellite System) = ① + ② (インフラ)

①宇宙セグメント: GPS, QZSS, Galileo, GLONASS, BeiDou, NavIC等

②地上セグメント: 追跡管制局、監視局、主管制局

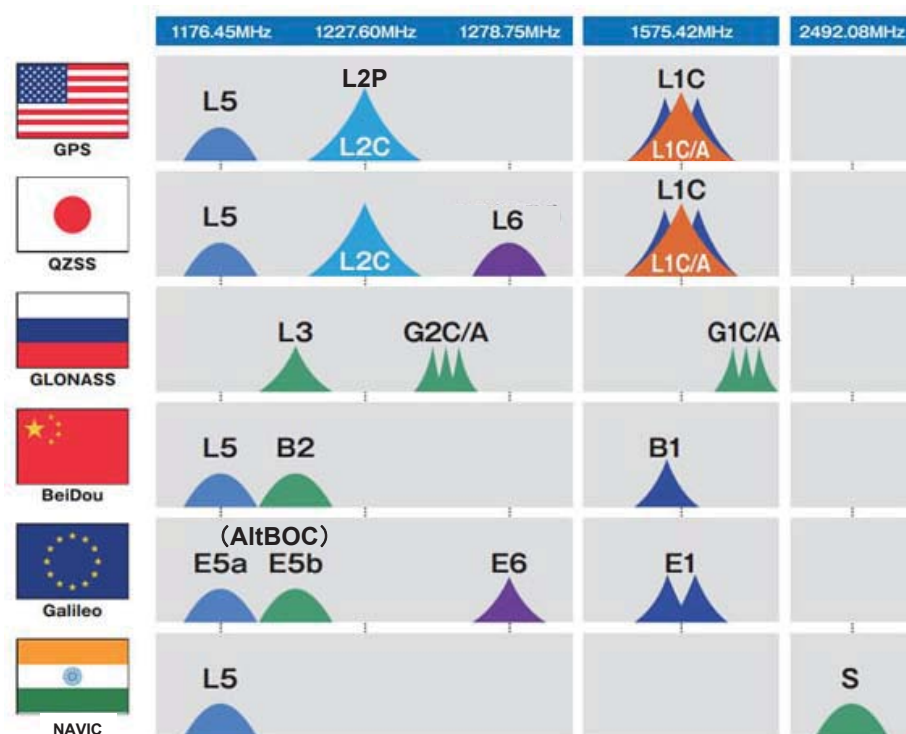
衛星測位サービス: インフラ(①+②)からユーザセグメント(③)へ提供



4

2.2 GNSSの信号

GNSS(SBASを除く)の信号を下図に示す。測量では、L1帯とL2帯の信号がよく使用されてきた。今後、L5帯の活用が期待される。L6/E6帯は補強に使用され始めている。

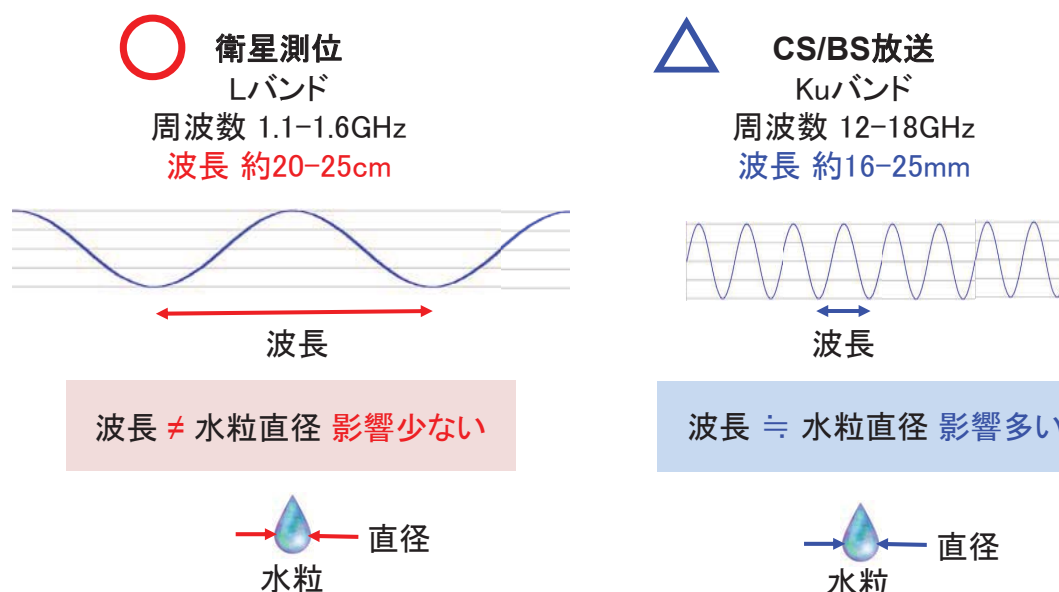


出所：
内閣府みちびき
ウェブサイトをもと
にSPAC加筆

5

2.3 L帯信号を使用する理由

GNSSで使用しているL帯信号(1.1~1.6GHz)は、波長が約20cmと、大気中の水滴と比較して大きいため、降雨・降雪の影響は極めて少ない。天候に左右されずに使用できる。



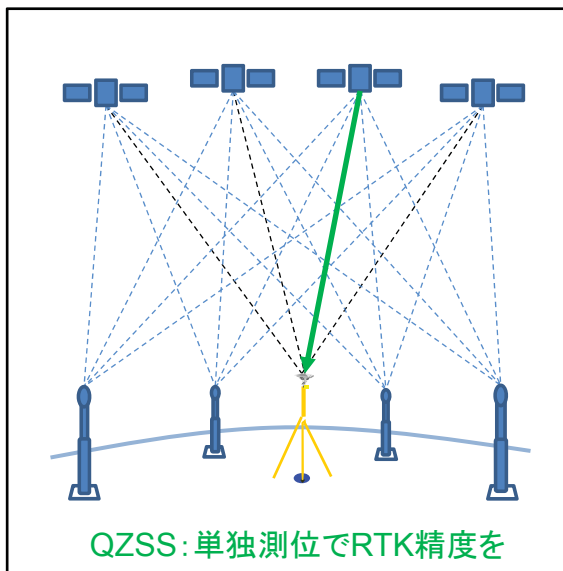
降水減衰 $\propto$ 搬送波周波数

6

2.4 単点型測位 vs. 差分型測位

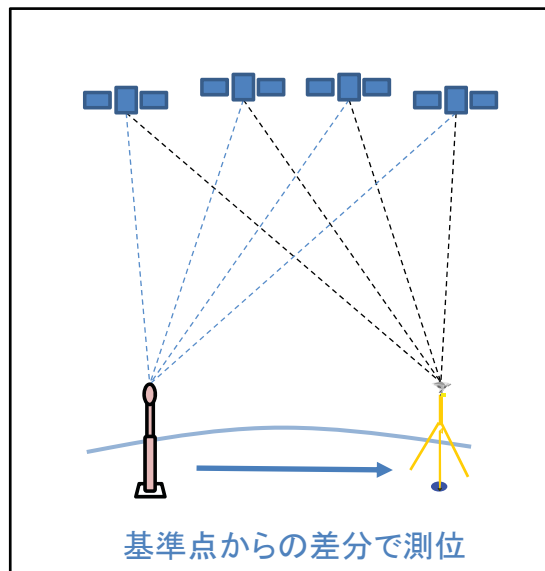
衛星測位は電波を用いた距離測定を行っているが、その距離測定のトポロジーに基づいて分類すると整合のとれた説明ができる。衛星測位は次の2種に分類できる。

単点型測位



単独測位、精密単独測位(PPP)

差分型測位



RTK測位、DGPS測位

7

2.5 衛星測位の分類

SPACは、衛星測位分野への新規参入者に対し、基礎に立ち戻って衛星測位を独自に分類し、全体像を判り易く説明している。リアルタイム測位は下のように分類できる。

本資料による分類	コード測位 (搬送波の波数を決定しない)	搬送波測位 (搬送波の波数を決定する)
単点型測位	・単独測位 ・SBAS ・一周波PPP ・二周波PPP	・PPP-RTK ・ネットワーク型RTK測位 (内部動作の視点)
差分型測位	・DGPS	・RTK測位 ・ネットワーク型RTK測位 (ユーザインタフェース視点)

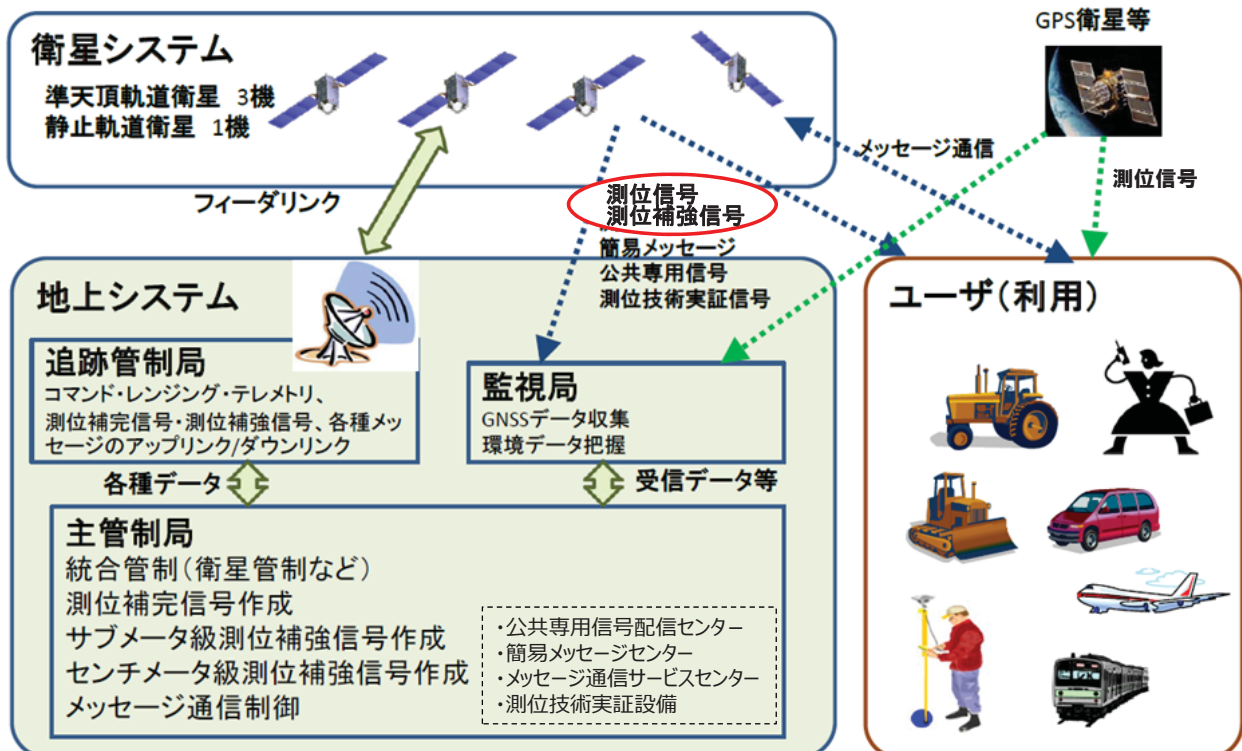
SBAS: Satellite Based Augmentation System
 PPP: Precise Point Positioning
 DGPS: Differential GPS

RTK: Real-Time Kinematic

8

3. 準天頂衛星システムとは

3.1 システムの構成

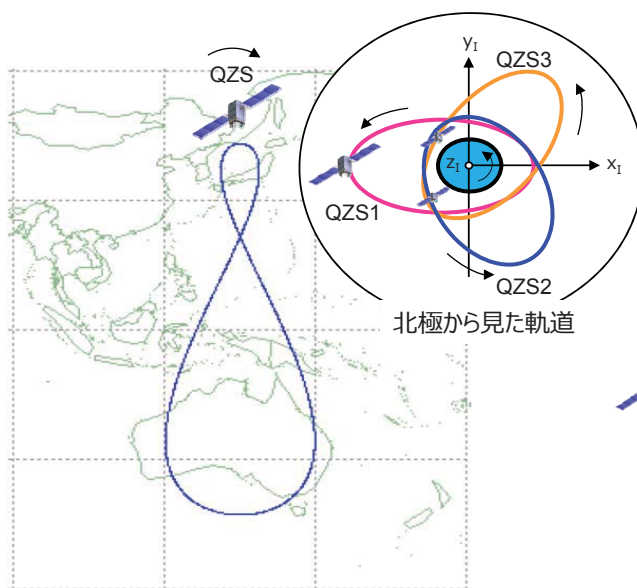


9

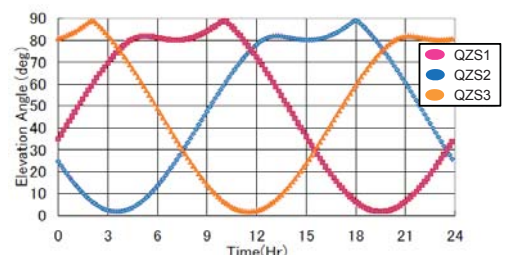
3.2 準天頂衛星の軌道

みちびき1, 2, 4号機 (3号機は静止衛星で東インドネシア上空)

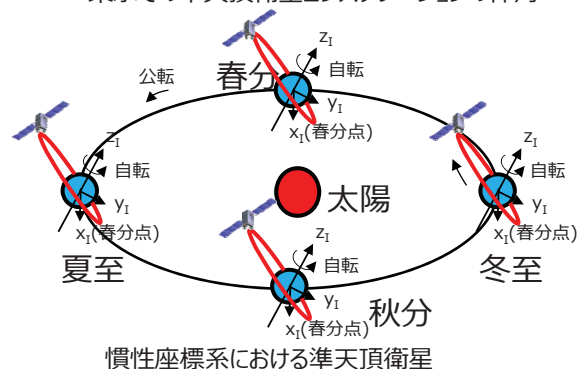
- ① 日本から見ると、約1日周期の非対称「8の字軌跡」
24時間で地球を1周する軌道傾斜角47度以内の準天頂軌道
- ② 3機以上の配備で、日本上空で常に天頂に近い高仰角を確保



準天頂衛星のノミナル軌道の地上軌跡 (1)



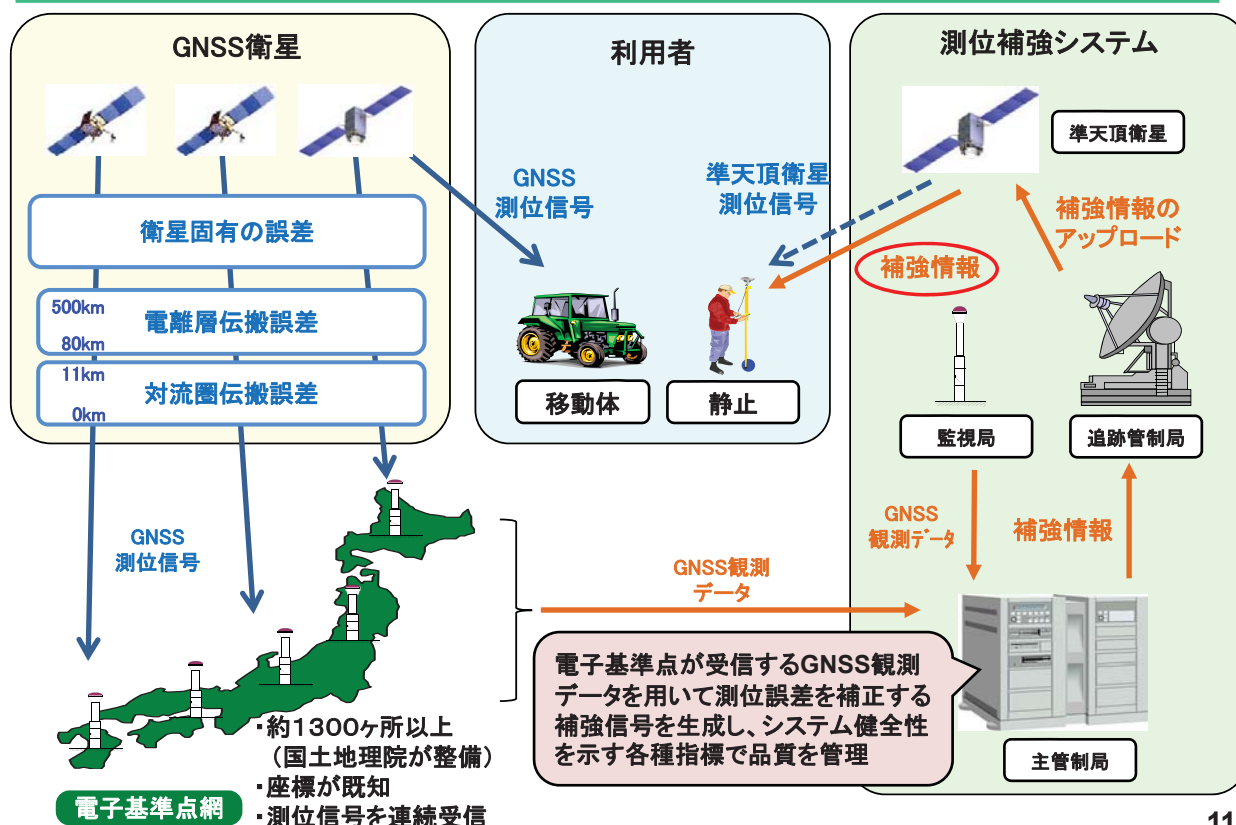
東京での準天頂衛星コンステレーションの仰角 (1)



出典: (1) JAXA, “準天頂衛星システム ユーザインタフェース仕様書(IS-QZSS) Ver.1.6.” 2014年11月

10

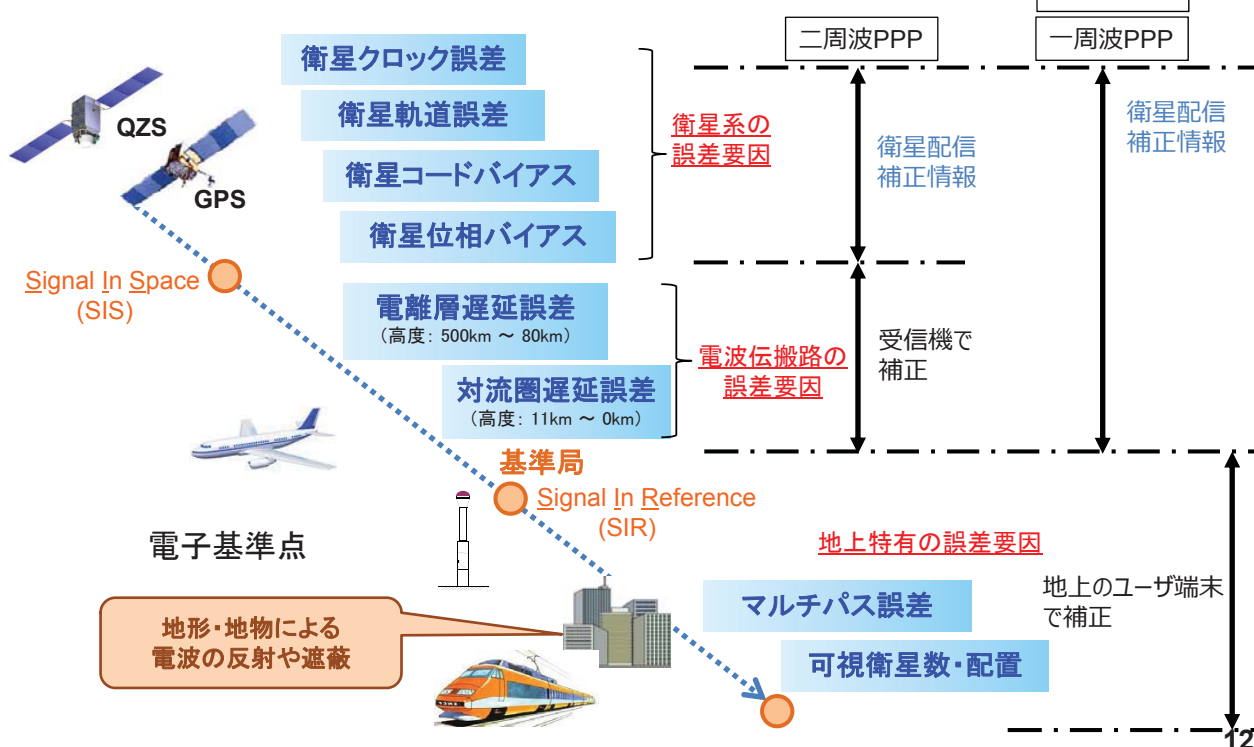
3.3 準天頂衛星の測位補強サービス



11

3.4 誤差要因と補正

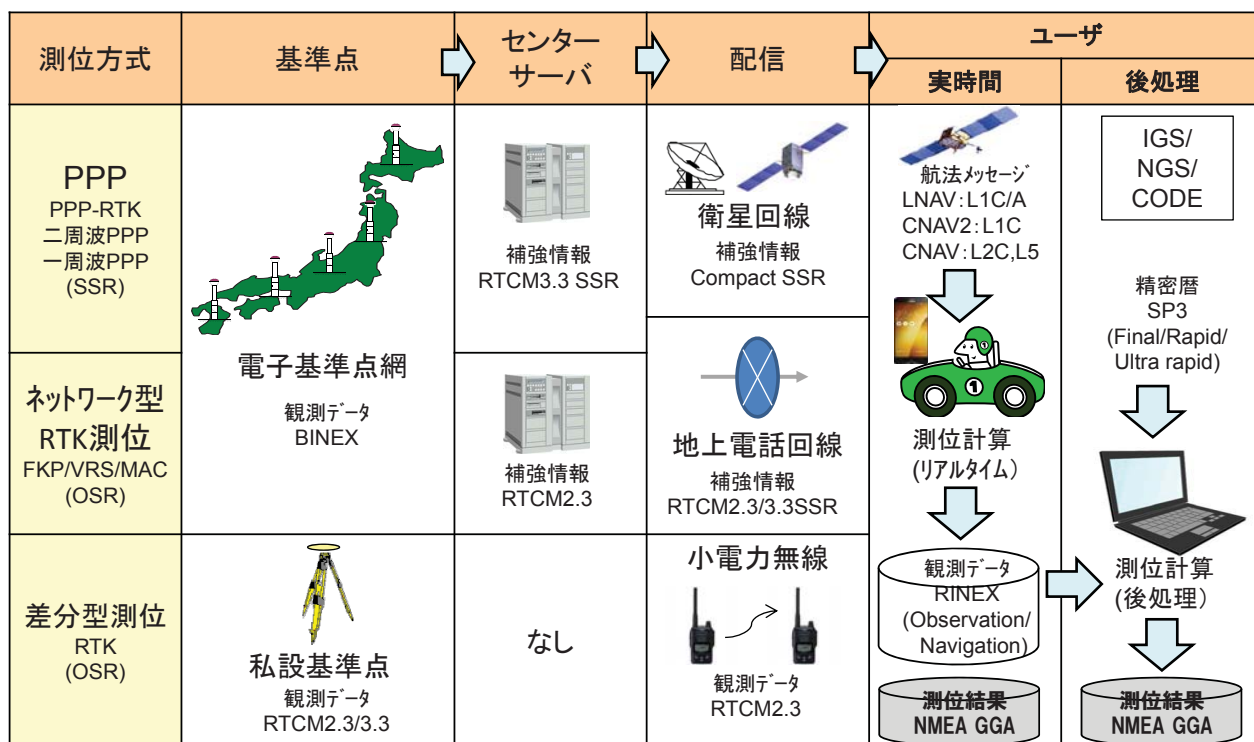
準天頂衛星では、誤差要因を直接補正する精密単独測位 (PPP) の技術を活用している。PPP-RTKはネットワーク型RTK測位と等価で、かつPPPの性質を備える。



12

3.5 高精度衛星測位におけるデータの流れ

高精度衛星測位における主なデータの流れを下表にまとめた。PPPはマスメディアも利用可。



SP3: Standard Product #3 Format, NGS: National Geodetic Survey(米国測地局), IGS: International GNSS Service, CODE: Center for Orbit Determination in Europe:

13

3.6 準天頂衛星センチメートル級測位の成り立ち

方式比較

測位方式			精度 [rms]	日本全国への一括配信	伝送容量	初期位置算出時間	リアルタイム性	移動体への対応
ネットワーク型 RTK-GPS	絶対測位	SSR	3cm	可	2kbps以下	60s以内	あり	適用可
		FKP	3cm	可	1~1.5 Mbps	30s以内	あり	適用可
	相対測位	VRS	3cm	不可 (2~9秒毎に配信)	—	30s以内	あり	仮想基準点近傍のみ適用可
RTK-GPS (相対測位)			3cm	不可 (基準点毎に配信)	—	30s以内	あり	基準点近傍のみ適用可

QZSSのcm級補強サービス
①L6信号2kbpsで送信可能
②静止測位+移動体測位
③日本全国にくまなく配信



SSR方式
(State Space Representation)
＝状態空間表現方式
唯一の解!!

Compact SSR メッセージの構成

配信項目	誤差成分	主要誤差	更新周期(秒)
高速補正項	衛星依存	クロック誤	5
低速補正項	衛星依存	軌道誤差	30
	周波数・衛星・場所依存	電離圏遅延	30
	場所依存	対流圏遅延	30
	周波数・衛星依存	シグナルバイアス等	30
インテグリティ(品質)			30
その他(プリアンプル、GPS週・秒など)			30

出典 齋藤他, “「みちびき」を利用したセンチメートル級測位補強システムの開発”, 第54回宇科連, 2010年11月

14

3.7 基本性能評価

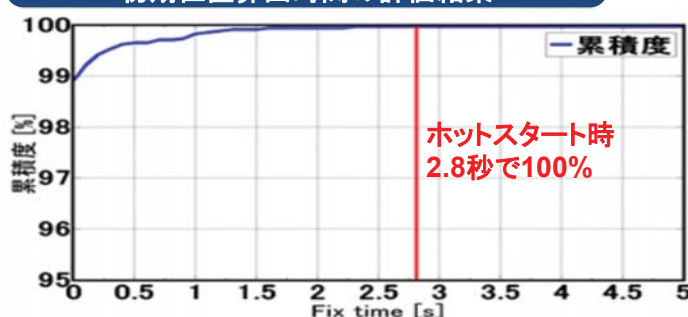
測位精度の評価結果

網	水平cm (drms)	垂直cm (rms)
北海道西	1.25	3.00
東北南	1.10	2.80
関東	1.30	2.75
関西	1.20	2.95
中国	1.35	2.80
四国	1.35	2.95
九州南	1.20	3.15
平均	1.25	2.90
開発目標	3	6

水平精度、垂直精度共に
開発時の目標性能を達成！

(注) 2日間、1時間の連続観測を3回実施し、測位精度を算出

初期位置算出時間の評価結果



TTFF (Time To First Fix)
初期Fix達成時間
=コードワードSSRメッセージ周期+2.8秒
=32.8秒

出所 齋藤他, "「みちびき」を利用したセンチメートル級測位補強システムの開発", 第54回宇科連, 2010年11月

15

3.8 国際規格に掲載されたセンチメートル級測位

- 海事無線技術委員会 Radio Technical Commission for Maritime Service
RTCM Standard 10403.3



測位方式	配信情報の使用/不使用					
	軌道 誤差	クロック 誤差	コード バイアス	位相 バイアス	電離圏 遅延	対流圏 遅延
2周波PPP	使用	使用	使用	不使用	不使用	不使用
1周波PPP	使用	使用	不要	使用	使用	使用
PPP-RTK	使用	使用	使用	使用	使用	使用

- 国際標準化機構 International Standardization Organization
ISO 18197 : 2015



ISO 18197 Space systems — Space based services requirements for centimetre class positioning

16

4. 準天頂衛星システムの利活用

4.1 街区多角点による位置の品質評価事例 (1/2)

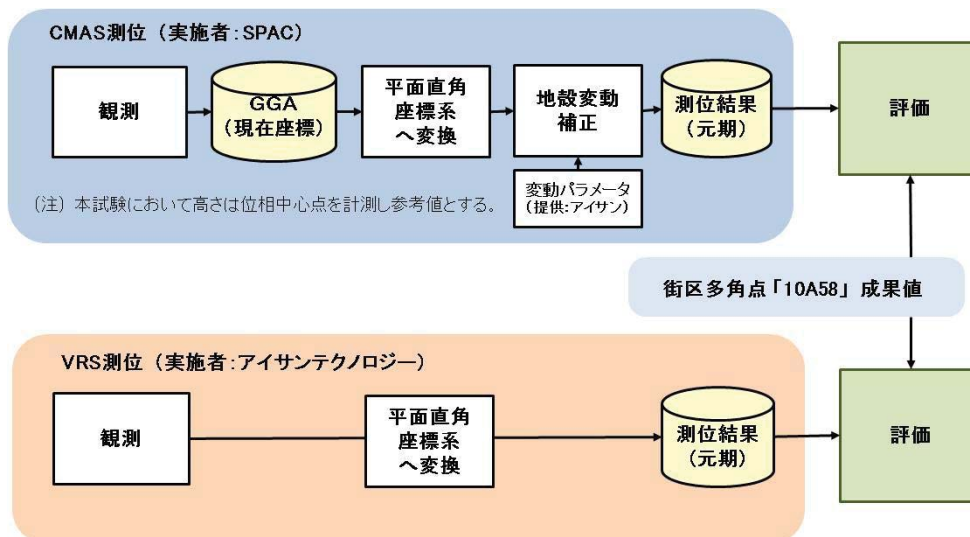
(1) 日時：2014年11月27日(木) 14:00~16:00JST

(2) 地点：街区多角点 10A58

(3) 場所：東京都千代田区「国会前」交差点付近

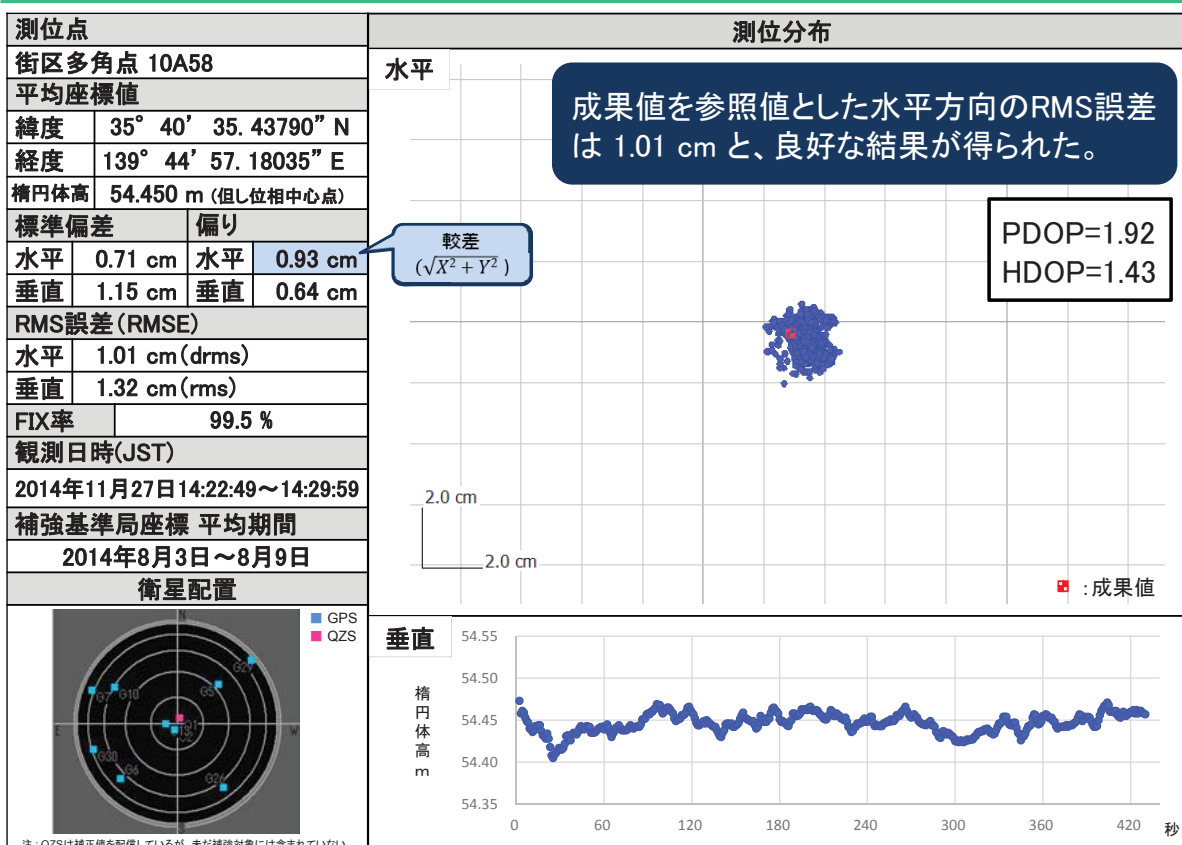
(4) 評価方法：

CMAS測位で利用した測位受信機(LEXR)は、今期座標が得られるので、地殻変動補正を行って元期座標に変換し、街区多角点の成果値と比較した。



17

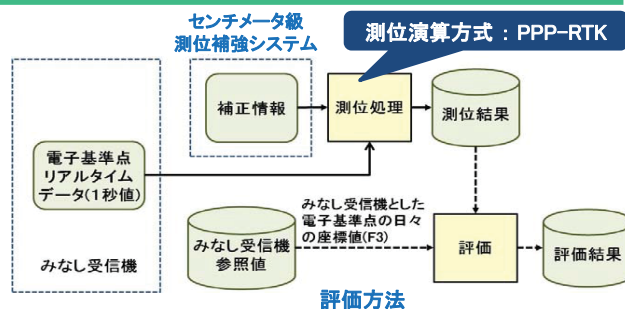
4.1 街区多角点による位置の品質評価事例 (2/2)



18

4.2 静止二周波搬送波測位

- 日本の最北端を含む「北海道西」、最南端近傍の「沖縄」、日本中央部の日本海側および太平洋側として「北陸」および「関東」の4地域において、センチメートル級測位補強システム(CMAS)の位置の品質評価を行った結果、電離層擾乱の大きい沖縄においても、開発目標(水平3cm(rms)、垂直6cm(rms))を十分に満足した。



地域	標準偏差		偏り		RMS誤差		FIX率 (%)
	水平 (cm)	垂直 (cm)	水平 (cm)	垂直 (cm)	水平 (cm)	垂直 (cm)	
北海道西	0.7	0.9	0.3	0.9	0.8	1.3	99
北陸	1.1	1.6	0.7	1.6	1.3	2.3	98
関東	1.3	2.0	0.9	0.8	1.6	2.3	95
沖縄	1.1	1.8	0.8	1.7	1.4	2.6	96
平均	1.0	1.6	0.7	1.2	1.3	2.1	97

- また、電離層が昼間と夜間において異なった特性を有するため、日周変動を評価した結果、CMASは日周変動に対しても均一な品質を有することを確認した。

関東地域 (藤沢)	標準偏差		偏り		RMS誤差		FIX率 (%)
	水平 (cm)	垂直 (cm)	水平 (cm)	垂直 (cm)	水平 (cm)	垂直 (cm)	
09:00:00~14:59:59	1.7	2.9	1.5	1.4	2.4	3.3	82
15:00:00~20:59:59	0.8	1.5	1.7	1.9	1.9	2.5	99
21:00:00~02:59:59	0.7	1.1	1.6	0.9	1.8	1.5	99
03:00:00~08:59:59	1.0	1.5	1.8	1.8	2.0	2.4	99
平均	1.0	1.8	1.6	1.5	2.0	2.4	95

19

4.3 静止一周波搬送波測位・地殻変動補正

◆静止一周波搬送波測位

- CMASは移動体測位に適合するよう、初期位置算出時間(TTFF)を短縮し得る二周波搬送波測位を基本としているが、補正情報は一周波搬送波測位にも適用可能である。
- 下表のとおり、TTFFは長くなるが位置の品質は二周波搬送波測位と同等である。

(注：二周波搬送波測位におけるTTFFは32.8秒(開発目標:60秒以下)である。)

地域/ 電子基準点	一周波 RMS誤差		二周波 RMS誤差		一周波 TTFF (秒)
	水平 (cm)	垂直 (cm)	水平 (cm)	垂直 (cm)	
北海道西/札幌	1.1	3.1	1.2	2.9	148
北陸/小木	1.9	3.0	2.1	2.8	193
関東/宇都宮	1.7	3.4	2.1	3.5	191
沖縄/知念	1.0	2.7	1.1	2.5	68
平均	1.4	3.1	1.6	2.9	150

◆地殻変動補正

- 日本測地系2011の元期における電子基準点座標を参照値とした位置の品質評価を実施した結果、F3値を参照値とした場合と同等であることを確認した。

評価方法	RMS誤差 (cm)		偏り (cm)		標準偏差 (cm)	
	水平	垂直	水平	垂直	水平	垂直
参照値:F3値	1.4	2.2	0.6	1.1	1.2	1.8
参照値:元期 セミダイナミック補正	1.5	2.2	0.8	1.2	1.2	1.8
参照値:元期 地殻変動補正	1.5	2.0	0.8	0.9	1.2	1.8

20

4.4 都心における実験結果

観測点名	2014年3月8日 計測時間(JST)	補強対象 衛星システム	標準偏差		偏り		RMS誤差		利用率 (FIX率) [%]
			水平[cm]	垂直[cm]	水平[cm]	垂直[cm]	水平[cm]	垂直[cm]	
馬場先通り・ フォーラム東	07:30:00～07:59:59	GPS+QZS	2.5	2.1	1.2	3.4	2.8	4.0	100.0
		GPS	2.5	2.9	0.9	1.9	2.7	3.5	90.7
	08:00:00～08:29:59	GPS+QZS	2.3	3.1	2.2	5.6	3.2	6.4	100.0
		GPS	2.1	3.9	2.0	3.7	2.9	5.4	66.9
	08:30:00～08:59:59	GPS+QZS	7.2	8.2	2.6	1.6	7.7	8.4	79.4
		GPS	6.3	8.0	1.8	0.3	6.6	8.0	79.4
	09:00:00～09:29:59	GPS+QZS	3.0	3.6	1.9	1.8	3.5	4.1	0.5
		GPS	—	—	—	—	—	—	0.0
	09:30:00～09:59:59	GPS+QZS	2.9	4.6	2.2	5.1	3.7	6.9	57.9
		GPS	5.3	11.3	2.8	7.3	6.0	13.5	4.5
	10:00:00～10:29:59	GPS+QZS	2.8	4.2	1.6	5.7	3.2	7.1	80.9
		GPS	3.2	5.3	1.0	2.4	3.3	5.8	79.7
	10:30:00～10:59:59	GPS+QZS	2.3	4.0	1.8	5.3	2.9	6.6	100.0
		GPS	3.0	4.7	1.2	4.5	3.2	6.5	100.0
	各時間帯の平均	GPS+QZS	3.3	4.3	1.9	4.1	3.9	6.2	74.1
		GPS	3.7	6.0	1.6	3.4	4.1	7.1	60.2

(注) QZS : 準天頂衛星 (Quasi-Zenith Satellite)



- 標準偏差：水平および垂直方向ともかなり安定しており、マルチパス誤差の影響をかなり低減できたものと考えられる。
- 偏り：特に問題無し。
- 利用率：衛星機数が少ない時間帯を除き、準天頂衛星の補完機能がその効果を良く発揮している。

21

4.5 移動体二周波搬送波測位

- 一般的な移動体測位における位置の品質は高精度GPS移動計測装置MMS(Mobile Mapping System)を用いた相対的な評価を行ってきた。
- 今般、自動追尾トータルステーションを用いた移動体位置のレーザ計測値を参照値とした絶対評価を実施した。
- 評価結果は下表のとおり、開発目標(水平3cm(rms)、垂直6cm(rms))を十分に満足している。(但し後処理)



試験実施場所 (JARI保有の模擬市街地)

速度 (km/h)	計測ケース	標準偏差		偏り		RMS誤差	
		水平 (cm)	垂直 (cm)	水平 (cm)	垂直 (cm)	水平 (cm)	垂直 (cm)
40	1	1.4	1.1	2.2	0.9	2.6	1.4
	2	0.9	1.6	1.1	1.5	1.4	2.2
	3	1.0	1.6	1.4	2.2	1.7	2.7
	4	0.9	1.6	1.3	1.8	1.6	2.4
	5	0.8	1.4	1.1	2.1	1.4	2.5
平均		1.0	1.5	1.5	1.8	1.8	2.3
4	1	0.9	2.4	1.1	3.8	1.4	4.5
	2	0.8	1.4	1.0	1.4	1.3	2.0
	3	0.7	0.8	1.2	2.5	1.4	2.6
	4	0.7	1.6	1.0	0.6	1.2	1.7
	5	0.6	1.6	0.8	1.7	1.0	2.3
平均		0.8	1.6	1.1	2.0	1.3	2.7

22

4.6 山間部における移動体測位実験 (1/3)

車に準天頂衛星のL6信号を受信できる低速移動体端末(LEXR)を搭載し、林道において移動体測位実験を実施

- FIX率 : 76%
- FIXしている区間における測位精度 : 2.4cm(drms)

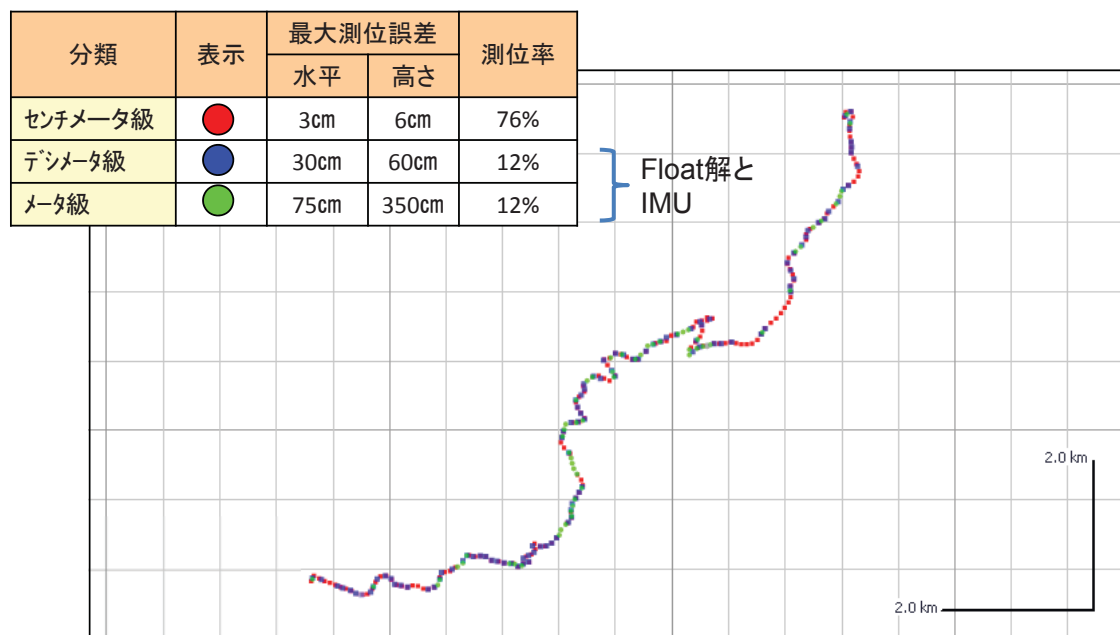


出典: 第十回衛星測位と地理空間情報フォーラム, “「みちびき」を使用した民間利用実証”, 2012年5月

23

4.6 山間部における移動体測位実験 (2/3)

移動車両においてGPS+慣性航法(IMU)による複合処理: 測位率が100%に向上

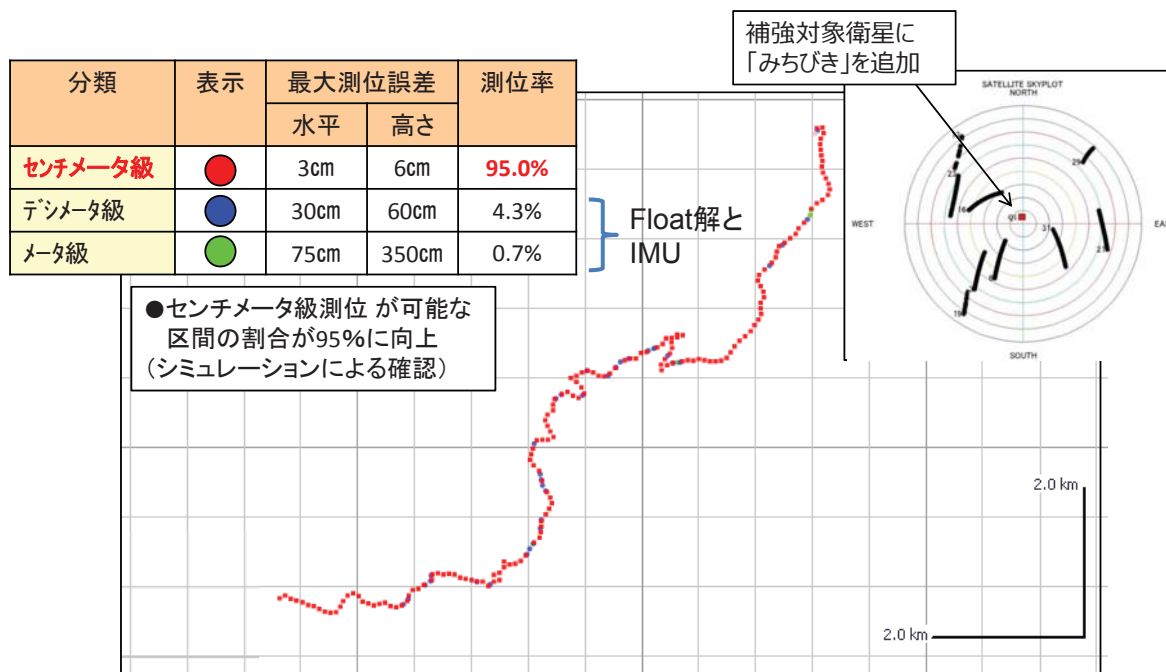


出典: 第十回衛星測位と地理空間情報フォーラム, “「みちびき」を使用した民間利用実証”, 2012年5月

24

4.6 山間部における移動体測位実験 (3/3)

補強対象に「みちびき」を付加することによる測位精度の更なる向上を確認



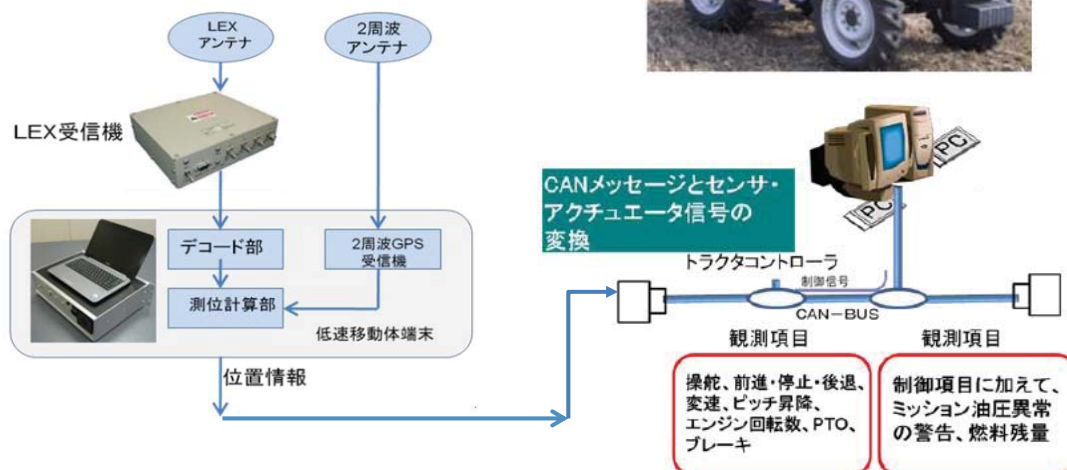
出典： 第十回衛星測位と地理空間情報フォーラム, “「みちびき」を使用した民間利用実証”, 2012年5月

25

4.7 スマート農業に向けた実証事例 (1/2)

農業の自動化・ロボット化の課題抽出

- 第1世代(2000年代)：ガイダンスシステム
- 第2世代(2010年代)：オートガイダンスシステム, 作業機ガイダンス等
- 第3世代(2010年後半～)：無人作業システム, 知能ロボットシステム
- 第4世代(2020年代)：協調ロボット



出典： SPACシンポジウム2011, 民間利用実証LEXセッション“精密農業”, 2011年12月

26

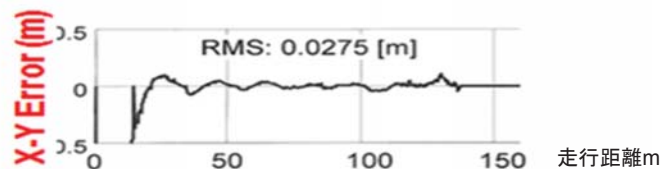
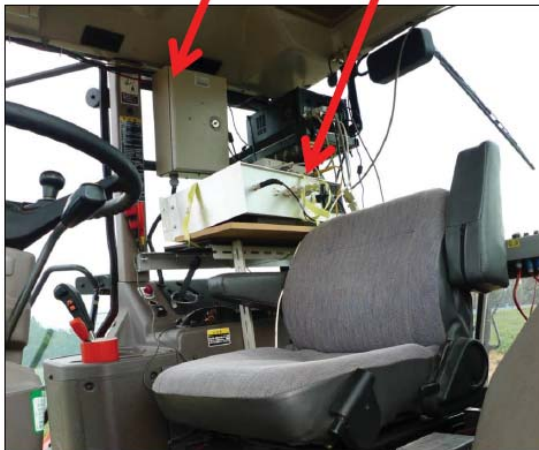
4.7 スマート農業に向けた実証事例 (2/2)

ロボットコントローラ

低速移動体端末(LEXR)

GNSS 2周波アンテナ

L6アンテナ



出典: SPACシンポジウム2011, 民間利用実証LEXセッション“精密農業,” 2011年12月

27

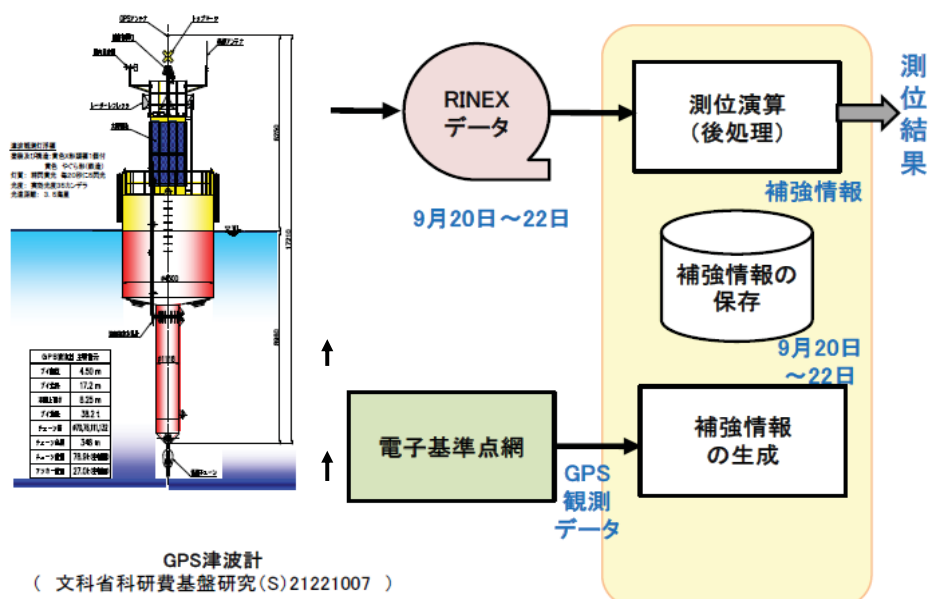
4.8 津波計に適用した実証事例 (1/2)

【課題】

- 地震による津波の早期検出、避難誘導情報通報のためのセンサの実現

【目的】

- 津波の波高は水深に反比例し小さくなるため、50～100km沖合における波の高さの検出性能を確認

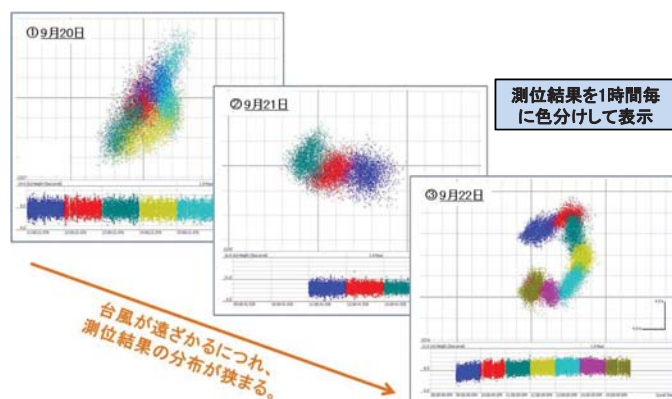


出典: 第十回衛星測位と地理空間情報フォーラム, “「みちびき」を使用した民間利用実証,” 2012年5月

28

4.8 津波計に適用した実証事例 (2/2)

精度の直接検証には至らなかったものの高いfix率からcm級測位精度達成と評価



データ 取得日	平均FIX率(%)		備考
	処理 全体	DOP劣化時 間帯を除く	
9月20日	89.2	94.9	大型台風15号が四国沖を通過中
9月21日	94.0	95.4	午前中、室戸岬は強風域内
9月22日	95.4	96.6	北海道の東海上に到達
全期間	92.7	95.9	—

出典：第十回衛星測位と地理空間情報フォーラム，“「みちびき」を使用した民間利用実証，”2012年5月

29

4.9 IT施工の適用に向けた実証事例 (1/2)

【課題】

- 財政制約、少子高齢化対策のため土木建設作業の大幅な効率化、熟練工不足対策が必要
- 「みちびきの」のcm級測位がRTK基地局の代用となりえることを検証

【目的】

- 基地局からのRTK測位と、「みちびき」のcm級補強情報を用いたPPP-RTKでfix率と精度を比較
- RTK、PPP-RTKの双方でブルドーザのブレード制御を行い地均し精度を比較



出典：国土交通省ウェブサイト，“情報化施工”
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000017.html

30

4.9 IT施工の適用に向けた実証事例 (2/2)

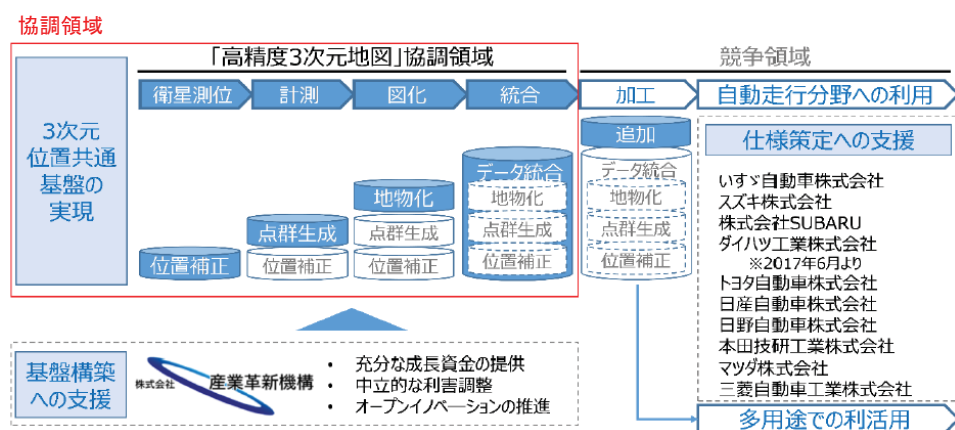
- 「みちびき」の補強情報を使ったFix解のFix率、精度ともに、RTK測位と同程度と確認
- RTK測位は基地局から5km以内の制限があるが、PPP-RTKは制約が無いため有用性を確認



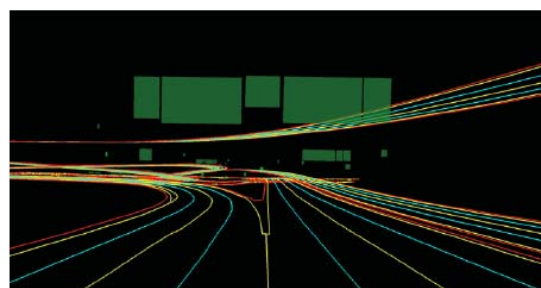
出典：SPACライブラリ、民間利用実証の実施状況，“情報化施工機器による精度検証およびGNSS出来形管理精度検証，” 2011年2月

31

4.10 自動運転を用途とする道路地図作成の事例



3次元点群データ



高精度 3 次元地図データ (ベクトルデータ)

出典：ダイナミックマップ基盤株式会社，2017年6月

32

4.11 L6信号に対応した受信機の例

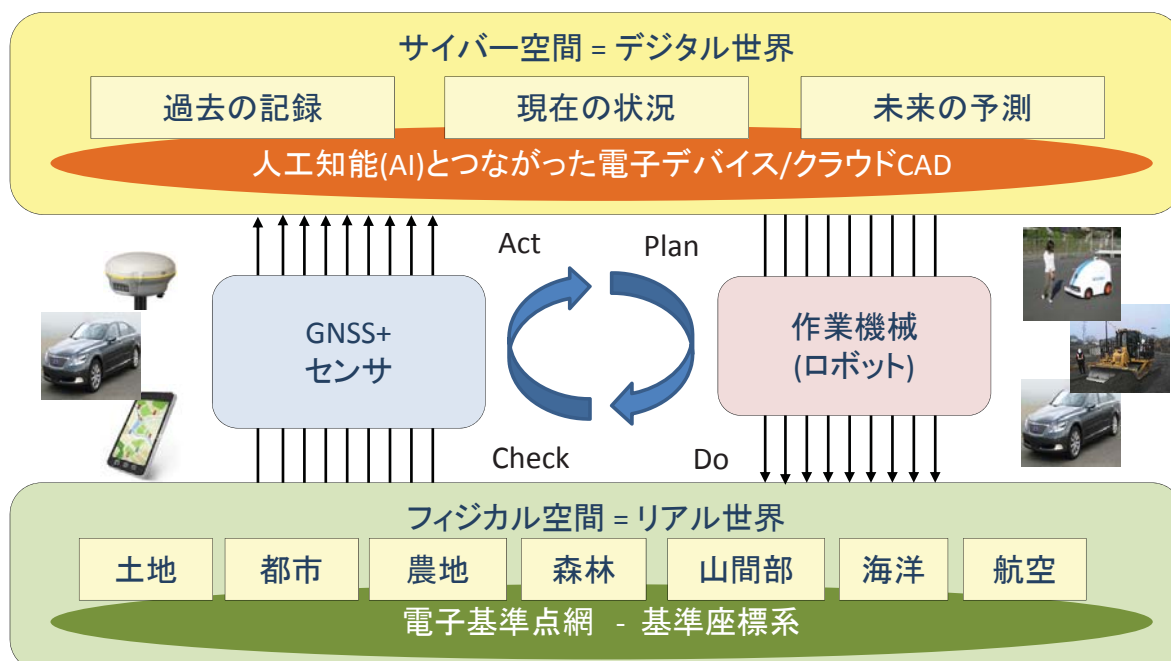
国内外のメーカーから L6 (LEX) 信号に対応した受信機の提供が増えている。部分的機能の製品から、測位結果を主力する製品まで多様である。最近までの発表情報をまとめる。



33

5. 準天頂衛星が先駆けるG空間社会の幕開け

準天頂衛星による測位は、時間と位置の情報タグをあらゆるものに与え、リアル空間を映し出すサイバー空間を創り出す。これにより、計画(P)・実行(D)・確認(C)・評価(A)のサイクルを回して問題を解決し、より良い社会を創造する。



34

6. まとめ

- 世界の主要国による全地球測位衛星システム(GNSS)整備が最終段階
- 衛星測位は、地球上の基準点に基づき地球上の受信機の位置を測る技術であり、電子基準点の重要性がますます高まっている
- 準天頂衛星システム(QZSS)は、地域限定とは言え、世界に先駆けた高精度(cm級)の測位補強サービス(「無料」)が大きな特長の1つ
- 準天頂衛星のcm級測位補強サービスは、ネットワーク型RTK測位と精密単独測位の両方の性質を備えたPPP-RTK方式
- PPP-RTK方式は、QZSSからの補正情報の放送で多くのユーザが利用できることが従来技術との相違点
- 準天頂衛星は測量、IT施工、スマート農業、自動運転、物流改善、その他の多くの分野で適用可能
- 準天頂衛星はcm級の座標・位置管理が可能になるG空間社会の先駆け

35

ご清聴ありがとうございました

ご質問等ありましたら遠慮なくお寄せください

一般財団法人 衛星測位利用推進センター(SPAC)
浅里 幸起
asari.koki@eiseisokui.or.jp

36

AR	Ambiguity Resolution	ISO	International Organization for Standardization
BDS	BeiDou satellite navigation System	ISRO	Indian Space Research Organization
CDMA	Code Division Multiple Access	ITRF	International Terrestrial Reference Frame
CLAS	Centimeter Level Augmentation System	JIS	Japanese Industrial Standards
CMAS	CentiMeter-class Augmentation System	JST	Japan Standard Time
CNAV	Civil Navigation	NavIC	NAVigation with Indian Constellation
CODE	Center for Orbit Determination in Europe	NMEA	National Marine Electronics Association
CP	Carrier Phase	MC	Machine Control
CPC	Carrier Phase Correction	MMS	Mobile Mapping System
DoD	United States Department of Defense	OSR	Observation State Representation
DOP	Dilution Of Precision	PPP	Precise Point Positioning
DR	Dead Reckoning	PPS	Precise Positioning Service
ESA	European Space Agency	PR	Pseudo-Range
FDMA	Frequency Division Multiple Access	PRC	Pseudo-Range Correction
GIS	Geographic Information System	QZS	Quasi-Zenith Satellite
GLONASS	GLObal'naya NAvigatsionnaya Sputnikovaya Sistema	QZSS	Quasi-Zenith Satellite System
GNSS	Global Navigation Satellite System	RINEX	Receiver Independent Exchange Format
GPS	Global Positioning System	RMS	Root Mean Square
GPST	GPS Time	RMSE	RMS Error
GRS	Geodetic Reference System	RTCM	Radio Technical Commission for Maritime Service
GTRF	Galileo Terrestrial Reference Frame	RTK	Real Time Kinematic GNSS positioning
IERS	International Earth Rotation Service	SPS	Standard Positioning Service
IGS	International GNSS Service	SSR	State Space Representation
IGSO	Inclined GeoSynchronous Orbit satellite	TS	Total Station
INS	Inertial Navigation System	URA	User Range Accuracy
IRNSS	Indian Regional Navigation Satellite System	UTC	Universal Time Coordinated
IS	Interface Specification	VLBI	Very Long Baseline Interferometry

【 第二部 】

法定相続情報証明制度の概要と現状

講 師 渡邊英介 東京法務局 民事行政部 不動産登記部門 統括登記官

法定相続情報証明制度の概要と現状

平成29年11月21日

東京法務局 民事行政部 不動産登記部門

統括登記官 渡邊英介

相続登記を巡る状況及び相続登記の促進について

現状・問題点

- 不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合、所有権の移転の登記（相続登記）が必要
- 近時、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、これがいわゆる所有者不明地題や空き家問題の一因となっていると指摘
 - ・所有者の把握が困難となり、公共事業や災害復興が進まない。



- ・東京都内の空き家は81万7,000戸（空き家率は11.1%）
- ・東京都の空き家数は全国の空き家数の10%



政府方針（平成28年6月2日閣議決定）

- 経済財政運営と改革の基本方針2016
空き家の活用や都市開発等の円滑化のため、土地・建物の相続登記を促進する。
- 日本再興戦略2016
空き家等の所有者の把握を容易にし、その除却や建替え等を進めるため、相続登記の促進に向けた制度の検討を行う。
- ニッポン一億総活躍プラン
空き家等の所有者の把握を容易にし、その除却や建替え等を進めるため、相続登記の促進に向けた制度の検討を行う。

これまでの取組

①広報

相続登記を行うことの意義や必要性について理解が進むよう、「未来につなぐ相続登記」とのキャッチフレーズを付して、相続登記の促進に関する記事を法務省ホームページに掲載

②関係機関等との連携

相続登記を行う意識を国民の間により一層広く浸透させるため、司法書士会及び土地家屋調査士会と共同して、三者連名によるリーフレットを市区町村の戸籍窓口等に備付け

③法定相続情報証明制度の創設（平成29年5月29日施行）

不動産登記規則の一部を改正する省令（平成29年4月27日法務省令第20号）により不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）を改正

（参考）

政府方針（平成29年6月9日閣議決定）

○経済財政運営と改革の基本方針2017

所有者を特定することが困難な土地に関して・・・長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

法定相続情報証明制度の利用範囲を拡大する。

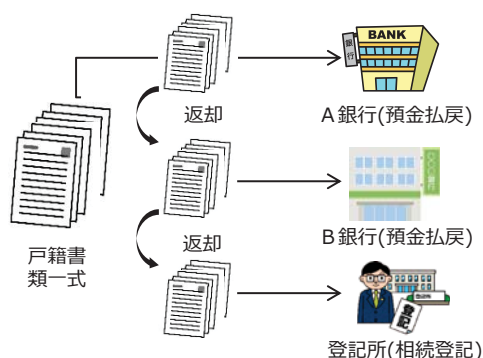
○未来投資戦略2017

所有者不明土地の解消に向け、相続登記が長期にわたり行われていない土地を調査して所有者の把握を容易にするため、制度改正を含めた具体的施策の検討を行い、来年度中を目途に検討結果に応じた所要の措置を講じる。

2

法定相続情報証明制度について

相続手続の現状



○金融機関等における相続手続は、相続人が、被相続人の戸籍関係書類等を提出することにより行われている。

○最初に相続手続を行った金融機関から戸籍関係書類等の返却を受け、次の金融機関等において相続手続を行うなど、相続人は各種相続手続を順次行っている。

○各金融機関等において、それぞれが戸籍関係書類等に基づいて法定相続人の確認を行うという同一の業務を行っている。

法定相続情報証明制度の概要

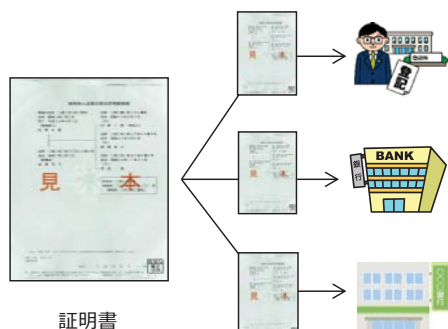
○相続人が登記所に対し、以下の書類をはじめとする必要書類を提出

- ・被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等
- ・上記の記載に基づく法定相続情報一覧図（被相続人の氏名、最後の住所、生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名、（住所）、生年月日及び続柄の情報）

○登記官が上記の内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写し（証明書）を交付

3

法定相続情報証明制度の効果



- 法定相続情報一覧図の写し（証明書）は、無料で必要な通数を交付
- 相続人は、複数の金融機関等に同時に相続手続を行うことが可能となり、相続手続の時間が短縮
- 各金融機関等は、戸籍関係書類から法定相続人を確認する必要がなくなり、相続手続における審査事務・コストが削減

○更に、本制度を利用する相続人に、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明することなどを通じ、相続発生後の早い時期に、相続登記の必要性について意識を向上

東京法務局の取組

- 本制度の普及のため、金融機関や自治体等を対象として積極的に広報活動を実施
 - ・金融機関や証券会社等を対象とする説明会を10回開催。各説明会では、20名から40名程度の関係者が参加（合計100社以上）。参加した者の反応はおおむね良好
 - ・関東財務局主催の金融機関等を集めた会議で説明
 - ・市区町村等にポスター・リーフレットの備付けを依頼

4

法定相続情報一覧図の写し（証明書）の交付等の申出に添付する一覧図

- ✓ **相続人又は代理人が以下のような法定相続情報一覧図を作成（他のパターンは8ページ以下参照）**

最後の住所は、一覧図と併に提出される住民票の除票や戸籍の附票の除票により確認（当該除票が廃棄されている場合は、項目名を「最後の本籍」として最後の本籍を記載）

相続人の住所は任意記載。記載する場合は住民票の写し等を提出する。

（記載例）

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
死亡 平成28年4月1日
（被相続人）
法 務 太 郎

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
出生 昭和○年○月○日
（配偶者）
法 務 花 子

住所 ○県○郡○町○34番地
出生 昭和45年6月7日
（子）
法 務 一 郎（申出人）

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
出生 昭和47年9月5日
（子）
相 続 促 子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号
出生 昭和50年11月27日
（子）
登 記 進

右側は1.7cm以上の余白を設ける。

作成者は作成した日を記載し、自身の住所を記載の上、署名又は記名押印する。

作成日：○年○月○日
作成者：○○○士 ○○ ○○ 印
（事務所：○市○町○番地）

- ✓ 上記のような図形式のほか、被相続人及び相続人を単に列挙する記載の場合もある。
- ✓ 作成はA4の丈夫な白紙に。手書きも“明瞭に判読”できるものであれば可とする。

可能な限り下から約5cmの範囲には記載をしない。

5

法定相続情報一覧図の写し（証明書）

（記載例）

法定相続情報番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 〇県〇市〇町〇番地

出生 昭和〇年〇月〇日

死亡 平成28年4月1日

（被相続人）

法 務 太 郎

住所 〇県〇郡〇町〇34番地

出生 昭和45年6月7日

（子）

法 務 一 郎 （申出人）

住所 〇県〇市〇町三丁目45番6号

出生 昭和47年9月5日

（子）

相 続 促 子

住所 〇県〇市〇町五丁目4番8号

出生 昭和50年11月27日

（子）

登 記 進

住所 〇県〇市〇町三丁目45番6号

出生 昭和〇年〇月〇日

（配偶者）

法 務 花 子

以下余白

一覧図は、登記所において唯一の番号により保管・管理される。

作成日：〇年〇月〇日

作成者：〇〇〇士 〇〇 〇〇 印

（事務所：〇市〇町〇番地）

✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が2枚以上にわたる場合も想定

これは、平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成〇年〇月〇日

〇〇法務局〇〇出張所

申出の不備が補完された場合は当該補完された日

登記官

〇〇 〇〇

職印

注）本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S 〇〇〇〇〇 1 / 1

6

その他①

申出について

- 本制度は、被相続人名義の不動産がない場合（例えば、遺産が銀行預金のみの場合）でも利用することが可能
- 申出をすることができるのは、被相続人の相続人（当該相続人の地位を相続により承継した者を含む。）
- 代理人となることができるのは、法定代理人のほか、①民法上の親族、②資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に限る。）
- 申出をすることができる登記所は、次の地を管轄する登記所のいずれか
 - ① 被相続人の本籍地
 - ② 被相続人の最後の住所地
 - ③ 申出人の住所地
 - ④ 被相続人名義の不動産の所在地
- 申出は、郵送によることも可能／交付も郵送可能

7

法定相続情報一覧図について

- 一覧図の写しは、相続手続に必要な範囲で、複数通発行可能
- 法定相続情報一覧図の保管期間中（５年間）は、一覧図の写しを再交付することが可能。ただし、再交付を申出することができるのは、当初、一覧図の保管等申出をした申出人に限られる（他の相続人が再交付を希望する場合は、当初の申出人からの委任が必要）。
- 法定相続情報一覧図には、相続開始時の同順位の相続人が記載される（数次相続が生じている場合は別個の法定相続情報一覧図に記載される。）。代襲相続人は同順位の相続人であるため記載される。
- 遺産分割や相続放棄の結果は反映されない。
- 推定相続人の廃除があった場合に、法定相続情報一覧図には、原則、その廃除された者の記載がされない。

その他

- 被相続人や相続人が日本国籍を有しないなど、戸除籍謄抄本を添付することができない場合は、本制度は利用できない。
- 被相続人の死亡後に子の認知があった場合や、被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合、一覧図の写しが交付された後に廃除があった場合など、被相続人の死亡時点に遡って相続人の範囲が変わるようなときは、当初の申出人は、再度、法定相続情報一覧図の保管等申出をすることができる。

8

申出の状況・導入状況

表示登記申請における主な利用

- 地目変更の登記
- 土地の分筆・合筆の登記又は建物の分割・区分・合併の登記
- 建物の表題登記
- 建物の表題部の変更登記
- 建物の滅失登記

9

不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)(参考)

(帳簿)

第十八条 登記所(第十四号及び第十五号の帳簿にあっては、法務局又第十八条登記所(第十四号及び第十五号の帳簿にあっては、法務局又は地方法務局に限る。))には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

一～三十四(略)

三十五 法定相続情報一覧図つづり込み帳

(法定相続情報一覧図つづり込み帳)

第二十七条の六 法定相続情報一覧図つづり込み帳には、法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むものとする。

第二十八条の二 次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一～五(略)

六 法定相続情報一覧図つづり込み帳 作成の年の翌年から五年間

第三十七条の三 表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

10

第六章 法定相続情報

(法定相続情報一覧図)

第二百四十七条 表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人(第三項第二号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本条において同じ。)又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対し、法定相続情報(次の各号に掲げる情報をいう。以下同じ。)を記載した書面(以下「法定相続情報一覧図」という。)の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をすることができる。

一 被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日

二 相続開始の時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄

2 前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提供してしなければならない。

一 申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄

二 代理人(申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法第十条の二第三項に掲げる者に限る。以下本条において同じ。)によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 利用目的

四 交付を求める通数

五 被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号

六 申出の年月日

七 送付の方法により法定相続情報一覧図の写しの交付及び第六項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨

11

- 3 前項の申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印したものに限る。）
 - 二 被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書
 - 三 被相続人の最後の住所を証する書面
 - 四 第一項第二号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
 - 五 申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面
 - 六 申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）
 - 七 代理人によって第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面
- 4 前項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。
- 5 登記官は、第三項第二号から第四号までに掲げる書面によって法定相続情報の内容を確認し、かつ、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、法定相続情報一覧図の写しを交付するものとする。この場合には、申出に係る登記所に保管された法定相続情報一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする。
- 6 登記官は、法定相続情報一覧図の写しを交付するときは、第三項第二号から第五号まで及び第四項に規定する書面を返却するものとする。
- 7 前各項の規定（第三項第一号から第五号まで及び第四項を除く。）は、第一項の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用する。

12

（法定相続情報一覧図の写しの送付の方法等）

第二百四十八条 法定相続情報一覧図の写しの交付及び前条第六項の規定による書面の返却は、申出人の申出により、送付の方法によりすることができる。

- 2 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。
- 3 前項の指定は、告示してしなければならない。

13

【 第三部 】

東京法務局における筆界特定の現状

講 師 小池和寿 東京法務局民事行政部 不動産登記部門 統括登記官

東京法務局における筆界特定申請の現状等について

1 平成29年における筆界特定申請の現状について

- (1) 筆界特定申請件数等について
- (2) 隣接地の所有権登記名義人等との対応について

2 筆界特定の申請について

- (1) 事前相談について
- (2) 筆界特定の申請について（平成29年8月22日付け文書）
- (3) 土地家屋調査士のための筆界特定申請書の作成要領について
(平成28年10月14日改定)
- (4) 筆界特定申請の提出時の意見書について
- (5) 測量データの提供について
- (6) 測量指図書について
- (7) その他

平成29年8月22日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会
業 務 部

筆界特定の申請について（注意喚起）

このたび、東京法務局不動産登記部門から、「昨今、筆界特定の申請件数が急増している中で、土地家屋調査士が申請人代理人となっている筆界特定の申請において、『土地家屋調査士のための筆界特定申請書の作成要領』に基づかない事案も増加傾向にある」との趣旨の情報提供がありました。

なお、その詳細としては、

- ① 土地家屋調査士としての知見に基づいた意見提出がなされずに申請されている事案
- ② 通常の登記申請でも対応可能と思われる事件にあつて、登記官との相談等を経ずに申請されている事案
- ③ 申請段階では資料の準備が間に合わず、後日提出する旨の説明の後、数カ月にわたり資料提出がなされない事案

等があるとのことです。

会員各位におかれては、筆界特定の申請に当たり、今一度、別紙の「土地家屋調査士のための筆界特定申請書の作成要領」をご確認の上、適切な申請代理業務に当たられるよう、お願い致します。

土地家屋調査士のための筆界特定申請書の作成要領



東京土地家屋調査士会

(平成28年10月14日改訂・改称)

意見書及び資料の提出にあたって

筆界特定制度が施行されてから今日まで、申請の際に提供される情報の不足が、筆界特定までに相当な時間を要している原因の一つであると言われています。

筆界特定を申請する際に提供する情報の内容については、P 2にも記載されておりますが、必ず提供しなければならないとされる「必要的筆界特定申請情報」だけでなく、申請の際に提供することが望ましいとされる「任意的筆界特定申請情報」についても、専門家として可能な限り提供されることを期待して本要領を作成しました。

日本土地家屋調査士会連合会発行の筆界特定実務の手引のなかで「土地家屋調査士代理人ひとりひとりが、筆界調査委員に選任されたつもりでその筆界特定の手続と向き合うことが、制度を担っていく資格代理人としての責務と考えるべき」(P 48)と書かれていますが、この意見を真摯に受け止める必要があるでしょう。

筆界に関するスペシャリストとして、とりわけ、意見書の記載方法、そして図面を利用して現地の状況と、筆界として主張している線の位置、また、その経緯等を情報として提供することの重要性に注意して読んでいただきたいと思います。これらの情報を、意見書図面又は、筆界特定図面に利用することが出来るならば、申請人の負担軽減のみならず筆界特定の手続が迅速に処理され、私達土地家屋調査士の職能である専門性が大いに活用されるものと考えます。

個々の事件ごとに事情が異なり、本事例と一致した内容にはならないと思いますが、何を情報として提供しなければならないかに着目して御一読いただき、筆界特定申請の際の参考に供されれば幸いです。

(様式1)

〇〇（地方）法務局 筆界特定登記官 殿		意見書 (所有者不明土地用)		平成 年 第 号		
以下のとおり意見を提出します。 平成 28 年〇〇月〇〇日		申請人代理人 住所 〇〇市〇〇町 1000番地 土地家屋調査士 〇〇 〇〇 印 電話番号 00-0000-0000 認定番号				
1 本件筆界に対する意見						
本件筆界1は、別添現況測量図のK1点及びK2点を結ぶ直線 本件筆界2は、別添現況測量図のK3点及びK4点を結ぶ直線 ※本件筆界1は、対象土地甲1と対象土地乙との間の筆界 本件筆界2は、対象土地甲2と対象土地乙との間の筆界						
2 対象土地・関係土地						
(1) 本件対象土地						
対象土地甲1：A市〇〇四丁目100番50 対象土地甲2：A市〇〇四丁目100番52 対象土地乙：A市〇〇四丁目100番51						
(2) 対象土地周辺の土地の沿革及び本件筆界の形成の経緯						
昭和37年6月〇日 甲1、甲2及び乙の元番であるA市〇〇四丁目100番を100番1ないし100番5に分筆 昭和37年8月〇日 100番2を100番2、100番6ないし100番25に分筆 昭和37年10月〇日 100番13、100番24及び100番25を合筆 昭和39年5月〇日 100番13を100番13、100番26ないし100番57に分筆（以下「昭和39年分筆」という。） →本件筆界形成 昭和40年11月〇日 100番51を100番51及び100番58に分筆 昭和44年9月〇日 100番53を100番59及び100番60に分筆						
関係図(手書きでも可)を作成し、添付しても差し支えない。						
(3) 所有権登記名義人等						
区分	所在	地番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記年月日	その他の 参考情報
対象土地 甲1	A市〇〇四丁目	100-50	宅地	(株)A工務店 (申請人)	H18.5.1売買 H18.5.15登記	
所有権登記名義人（□立会人）						
住所 (登記記録と異なる場合)						
氏名						
本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）					
持分	□単有 □共有（持分 ）					
連絡先（電話番号等）						
立会人						
住所	A市××333番地					
氏名	(株)A工務店 職員 〇〇 〇〇					
本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ 社員証及び委任状 ）					
所有権登記名義人との関係	□親族（ ） □管理者（ ） □代表者 ■その他（ 被雇用者 ）					
連絡先（電話番号等）	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇					
立会・確認状況等	平成28年〇月〇日 立会・確認 所定の日時に立ち会い、確認した。 なお、現地及び図面で筆界点を確認している。					
土地の表題履歴						
登記年月日	S39.5.〇	H18.5.15				
移動事由	S39.5.×、100-13 から分筆により形成	H18.5.1売買				
地積（㎡）	〇〇.〇〇					
地目	宅地					
所有権登記名義人	法務 花子	(株)A工務店				
その他事項						

区分	所 在	地 番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の 参考情報
対象土地 甲2	A市〇〇四丁目	100-52	宅地	(株)A工務店 (申請人)	H18. 5. 1売買 H18. 5. 15登記	現在, 更地
所有権登記名義人 (□立会人)						
住所 (登記記録と異なる場合)						
氏名						
本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他 ()					
持分	□単有 □共有 (持分)					
連絡先 (電話番号等)						
立会人						
住所	甲1と同じ。					
氏名						
本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他 ()					
所有権登記名義人との関係	□親族 () □管理者 () □代表者 □その他 ()					
連絡先 (電話番号等)						
立会・確認状況等	平成28年〇月〇日 立会・確認 所定の日時に立ち会い, 確認した。 なお, 現地及び図面で筆界点を確認している。					
土地の表題履歴						
登記年月日	S39.5.〇	S50.12.24	H18.5.15			
移動事由	S39.5.×, 100-13 から分筆により形 成	S50.10.18相続	H18.5.1売買			
地積 (㎡)	〇〇. 〇〇					
地目	宅地					
所有権登記名義人	田中 権兵衛	田中 義郎	(株)A工務店			
その他事項						
区分	所 在	地 番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の 参考情報
対象土地 乙	A市〇〇四丁目	100-51	宅地	乙野太郎 (関係人A)	S41.4.14相続 S41. 5. 1登記	現在, 更地 登記名義人は, 左記のと おりであるが, H4年死亡
所有権登記名義人 (□立会人)						
住所 (登記記録と異なる場合)	不明					
氏名						
本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他 ()					
持分	□単有 □共有 (持分)					
連絡先 (電話番号等)						
立会人						
住所						
氏名						
本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他 ()					
所有権登記名義人との関係	□親族 () □管理者 () □代表者 □その他 ()					
連絡先 (電話番号等)						
立会・確認状況等	平成 年 月 日 立会・確認					
土地の表題履歴						
登記年月日	S39.5.〇	S41.5.1				
移動事由	S39.5.×, 100-13 から分筆により形 成	S41.4.14相続				
地積 (㎡)	〇〇. 〇〇					
地目	宅地					
所有権登記名義人	乙野 一郎	乙野 太郎				
その他事項						
区分	所 在	地 番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の 参考情報
関係土地 1	A市〇〇四丁目	100-53	宅地	甲野一郎 (関係人B)	S58. 7. 23相続 S62. 5. 1登記	

所有権登記名義人（■立会人）							
住所 (登記記録と異なる場合)							
氏名							
本人確認方法	■運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）						
持分	■単有 □共有（持分 ）						
連絡先（電話番号等）	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇						
立会人							
住所							
氏名							
本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）						
所有権登記名義人との関係	□親族（ ） □管理者（ ） □代表者 □その他（ ）						
連絡先（電話番号等）							
立会・確認状況等	平成28年〇月〇日 立会・確認 所定の日時に立ち会い、確認した。 なお、現地及び図面で筆界点を確認している。						
土地の表題履歴							
登記年月日	S39.5.〇						
移動事由	S39.5.×、100-13 から分筆により形成						
地積（㎡）	〇〇.〇〇						
地目	宅地						
所有権登記名義人	甲野 太郎						
その他事項							
区分	所 在	地 番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の 参考情報	
関係土地 2	A市〇〇四丁目	100-50先	道路敷	財務省(〇〇市)	—	未登記の道路	
				(関係人C)	—		
所有権登記名義人（□立会人）							
住所 (登記記録と異なる場合)							
氏名							
本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）						
持分	□単有 □共有（持分 ）						
連絡先（電話番号等）							
立会人							
住所	〇〇市△△一丁目10番地						
氏名	〇〇市〇〇課 ×× ××						
本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（職員証 ）						
所有権登記名義人との関係	□親族（ ） □管理者（ ） □代表者 □その他（ ）						
連絡先（電話番号等）	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇						
立会・確認状況等	平成28年〇月〇日 立会・確認 所定の日時に立ち会い、確認した。 なお、現地及び図面で筆界点を確認している。						
本件土地の表題履歴							
登記年月日	未登記						
異同事由							
地積（㎡）							
地目							
所有権登記名義人							
その他事項							
区分	所 在	地 番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の 参考情報	
関係土地 3	A市〇〇四丁目	100-54	宅地	(株)A工務店 (申請人)	H3. 10. 7売買		
					H3. 10. 20登記		

所有権登記名義人（□立会人）							
住所 （登記記録と異なる場合）							
氏名							
本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）						
持分	☐ 単有 ☐ 共有（持分 ）						
連絡先（電話番号等）							
立会人							
住所	甲1と同じ。						
氏名							
本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）						
所有権登記名義人との関係	☐ 親族（ ） ☐ 管理者（ ） ☐ 代表者 ☐ その他（ ）						
連絡先（電話番号等）							
立会・確認状況等	平成28年〇月〇日 立会・確認 所定の日時に立ち会い、確認した。 なお、現地及び図面で筆界点を確認している。						
本件土地の表題履歴							
登記年月日	S39.5.〇	H3.10.20					
異同事由	S39.5.×, 100-13 から分筆により形成	H3.10.7売買					
地積（㎡）	〇〇.〇〇						
地目	宅地						
所有権登記名義人	法務 花子	(株)A工務店					
その他事項							
区分	所 在	地 番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の 参考情報	
関係土地4	A市〇〇四丁目	100-55	宅地	吉田太郎 (関係人D)	H14.9.1相続 H14.10.3登記		
所有権登記名義人（□立会人）							
住所 （登記記録と異なる場合）							
氏名							
本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）						
持分	☒ 単有 ☐ 共有（持分 ）						
連絡先（電話番号等）							
立会人							
住所	A市〇〇四丁目100-15						
氏名	吉田 美和						
本人確認方法	☒ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）						
所有権登記名義人との関係	☒ 親族（妻 ） ☐ 管理者（ ） ☐ 代表者 ☐ その他（ ）						
連絡先（電話番号等）	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇						
立会・確認状況等	平成28年〇月〇日 立会・確認 所定の日時に立ち会い、確認した。 なお、現地及び図面で筆界点を確認している。						
本件土地の表題履歴							
登記年月日	S39.5.〇	S60.3.13	H14.10.3				
異同事由	S39.5.×, 100-13 から分筆により形成	S60.3.1売買	H14.9.14想像				
地積（㎡）	〇〇.〇〇						
地目	宅地						
所有権登記名義人	法務 花子	吉田 一郎	吉田 太郎				
その他事項							

3 筆界特定に関する提出資料(以下に掲げる資料で存在するものは全て取得すること。)		
	資料区分	資料等番号
登記所資料	■ 土地登記記録 (100-50～100-60)	1
	■ 土地閉鎖登記記録・閉鎖登記簿 (100, 100-1・・・100-60)	3
	■ 建物登記記録 (100-50)	
	□ 建物閉鎖登記記録・閉鎖登記簿	
	□ 地図	
	■ 地図に準ずる区-100	4
	□ 閉鎖地図及び閉鎖地図に準ずる図面	5
	□ 地積測量図・土地所在図	
	□ 筆界特定関係資料等	
	■ 旧土地台帳	
	■ 旧土地台帳附属地図(和紙公図)	
	□ 基準点成果	
	□ その他()	
	□ その他()	
官公署等資料	□ 台帳申告書写し	
	□ 地籍図等 (◎◎市第〇〇〇号)	6
	□ 国土調査等関係資料	
	□ 道路台帳	
	□ 道路台帳附属地図	
	■ 道路境界確定図等	
	□ 法定外公共物確定協議書等	
	□ 公共用地払下げ図面等	
	□ 河川法の適用河川境界承認図等	
	□ 換地確定図	
	□ 戦災復興区画整理図	
	□ 空中写真	
	□ 農業委員会の許可書等	
	□ 基準点成果	
	□ その他()	
提出資料 その他	■ 境界標・困障等の写真	7～20
	□ 筆界確認書, 立会証明書等	
	■ その他 (100-58の所有者提供の同人所有の昭和39年〇月〇日付けの実測図)	21
	□ その他()	
	□ その他()	

(様式2)

4 所有者（相続人）調査及び提出資料			
(1) 所有者不明土地の所有者調査結果			
(調査結果概要) ・乙地登記名義人「甲野太郎」は、平成4年6月に死亡 ・「甲野太郎」の相続人は、①同人の長男「甲野一郎」、②二男「甲野二郎」、③長女「甲山花美」の3人 ・長男「甲野一郎」及び二男「甲野二郎」は海外に転居し、所在不明 ・長女「甲山花美」は、住民票記載の住所に立会依頼通知をするも、宛先不明で返送 以上から、乙地所有者を特定することは不可能 調査結果概要として、相続関係説明図(手書きでも可)等を作成し、添付しても差し支えない。 その場合であっても、調査区分の調査対象(者)については、記載すること。			
(2) 所有者調査資料			
調査区分			資料等番号等
土地登記記録等 ※必須	結果	乙地の所有権登記名義人は「乙野太郎」	
	調査資料	100-51の登記事項証明書	①
戸(除)籍謄本等	結果	・乙地登記名義人「乙野太郎」(昭和3年6月19日生)は、平成4年6月15日死亡	
		・乙野太郎の妻乙野花子は、平成2年12月〇日死亡	
	調査資料	・乙野太郎長男「乙野一郎」は、平成21年4月〇日死亡	
		・乙野太郎の相続人は、①同人の弟「乙野二郎」及び②同人の妹「甲山花美」の2人。	
		・乙野一郎の相続人も上記2名	
相続関係説明図(手書きでも可)を別添添付としても可		取得できなかった場合には、市町村から返された交付請求書又は不交付証明書を添付する。	
戸籍の附票等の 写し	結果	・乙野太郎二男「乙野二郎」は、平成7年〇月〇日カナダ国に転出	
		・乙野太郎長女「甲山花美」の住所は、〇〇県〇〇市××1234番地	
	調査資料	・乙野太郎二男「乙野二郎」戸籍の附票の写し	
		・乙野太郎長女「甲山花美」戸籍の附票の写し	
		取得できなかった場合には、市町村から返された交付請求書又は不交付証明書を添付する。	
住民票の写し・ 記載事項証明書等	結果	・乙野太郎長女「甲山花美」の住所は、〇〇県〇〇市××1234番地	
	調査資料	乙野太郎長女「甲山花美」住民票記載事項証明書	
		取得できなかった場合には、市町村から返された交付請求書又は不交付証明書を添付する。	
近隣聴取書 (相続人の住所が乙地近 傍であれば、相続人住所 地近隣を含む。)	結果	(例)100-59居住の当該土地の登記名義人	
	聴取した者	聴取書を添付する。	
所有者・相続人 への通知 ※海外転居者以外、住民 票等の記載から判明した 住所への通知は必須	結果	宛先不明で返送され、甲山花美が住民票記載の住所に居住していないことが判明	
	調査資料	乙野太郎長女「甲山花美」へ立会依頼通知を送付	
		返送された通知を添付する。	
その他 ()	結果		
	調査対象者等		
その他 ()	結果		
	調査対象者等		

(様式3)

5 対象土地等の現況、境界標及び囲障等の設置状況等					
(1) 対象土地等の現況、占有・利用状況					
・現地は、JROO駅から北方向に徒歩5分ほどの平坦な住宅地 ・対象土地甲1は、同土地所有者の所有する建物の敷地として利用 ・対象土地甲2及び乙は、現在、更地 ・関係土地2は、対象土地甲1の北側にあり、対象土地甲1及び対象土地甲2の西側筆界線と接する位置をその西端として、そこから東方向に延びる道路敷(ただし、現地にその形跡はない。) ・関係土地3は、対象土地甲2の北側の東西に延びる私道(本件私道)の一部として利用 ・関係土地4は、関係土地3の西側に隣接し、同土地と同様本件私道の一部として利用					
①			②		
画像省略			画像省略		
意見書図面に記載した撮影方向番号を記載					
・必要に応じて画像添付の枠を増減して差し支えない。 ・また、画像をプリントアウトした資料を別添として提出しても差し支えない。この場合には、画像に対応した意見書図面に記載した撮影方向番号、撮影年月日等を余白部分に記載すること。					
撮影年月日			撮影年月日		
備 考			備 考		
(2) 境界標の設定状況					
ア K1, S38, S37, S33, S32の各点には民石標が設置 イ ブロック塀2の中心線とブロック塀1の南面をなぞる線の延長線上に民石標(K1点)が設置 ウ 関係土地2の東側S45, S53, S50及びS54の各点には、市金属標が設置					
点名	境界標	設置の経緯及び確認の状況			
K1	民石標	☐ 新設 ☒ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え	設置経緯	申請人が甲土地を購入したときから設置されているが、設置者及び設置時期は不明	
			確認状況	意見書図面のとおり民石標が設置されており、100-50, 100-53及び100-60の所有者(立会人)が異議なく確認した。	
遠景	画像省略			近景	画像省略
撮影年月日	平成〇年〇月〇日		撮影年月日	平成〇年〇月〇日	
備 考	写真番号①		備 考		
点名	境界標	設置の経緯及び確認の状況			
S45	市金属標	☐ 新設 ☒ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え	設置経緯	昭和〇〇年〇月に××市が埋設	
			確認状況	意見書図面のとおり金属標が設置されており、〇〇市立会人が異議なく確認した。	
遠景	画像省略			近景	画像省略
撮影年月日	平成〇年〇月〇日		撮影年月日	平成〇年〇月〇日	
備 考	写真番号②		備 考		

点名		境界標		確認の状況	
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え	設置経緯		
			確認状況		
遠景	・他の境界標も同様に記載。 ・境界標の数だけ枠を増減して差し支えない。 ・また、画像をプリントアウトした資料を別添として提出しても差し支えない。この場合には、画像に対応した点名その他本欄で記載することとされている事項を余白部分に記載すること。				
	画像省略		近景	画像省略	
	撮影年月日 平成〇年〇月〇日 備考 写真番号②		撮影年月日 平成〇年〇月〇日 備考		
	(3) 囲障等の設置状況				
ア 対象土地甲2，対象土地乙，本件私道との間には、L字型側溝が敷設 イ 対象土地甲1，関係土地1との筆界付近には、関係土地1を上面とする石積みが設置 ウ S6点及びK1点の民石標の指示点を結ぶ線は、石積みの北面をなぞる線とほぼ一致 エ 対象土地乙と関係土地1の筆界付近にはブロック塀（ブロック塀1），対象土地乙と100番60土地との筆界付近にはブロック塀（ブロック塀2）が設置 オ 対象土地乙と100番59土地との境界付近であるS38点－S37点間には万年塀，S37点－S33点間にはブロック塀（ブロック塀3）が設置 カ 100番58土地と100番59土地の筆界付近には前者側にコンクリートタタキ，後者側にコンクリート土留が設置され，両者の北端接点にはペンキ（S32点）あり					
甲2，乙，本件私道との間のL字型側溝 S66点から北西方向			ブロック塀1 K1点から北西方向		
設置経緯	100-56土地所有者によると、昭和39年分筆時に敷設		設置経緯	昭和44年分筆時に100-60所有者が設置	
困障等の名称及び撮影方向を記入					
画像省略			画像省略		
撮影年月日 備考			撮影年月日 備考		
ブロック塀2 S38点から南東方向			ブロック塀3 T6点から南西方向		
設置経緯			設置経緯		
画像省略			画像省略		
撮影年月日 備考			撮影年月日 備考		

(様式4)

6 地域区分・精度区分			
地域区分	☒ 市街地地域 (甲2まで) ☐ 村落・農耕地域 (乙1まで) ☐ 山林・原野地域 (乙3まで)		
地図等の精度区分	☐ 甲1 ☒ 甲2 ☐ 甲3 ☐ 乙1 ☐ 乙2 ☐ 乙3 ☐ なし		
7 筆界位置の計測			
基準点測量等			
測地系	☒ 世界測地系 ☐ 変換パラメータ () ☐ 任意座標 ()		
使用機器	☒ TS ☐ GNSS ☐ その他 ()		
観測方法	☒ 放射 ☐ 結合 ☐ 閉合 ☐ 交会 ☒ 単回 ☒ 対回 ☐ 平均 ☐ その他 ()		
	☐ スタティック ☐ 短縮スタティック ☐ RTK ☐ ネットワーク型RTK ☐ その他 ()		
観測日	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日		
使用した基本三角点等	点名	等級・種別	標識
	100A	街区三角点	真鍮標識
	20B3	街区多角点	真鍮標識
補助基準点	点名	名称・種別	標識
	T-1	多角点	金属鋳
	T-2	多角点	金属鋳
恒久的地物	点名	名称・種別	地物の名称
	T1	金属鋳	河川キロポスト
		電柱	○○電力○番
遠景	画像省略		画像省略
	撮影年月日 備考		撮影年月日 備考
基本三角点等に基づく測量ができない理由			

(様式5)

8 申請人等の主張・陳述内容	
(1) 申請人(株)A工務店	
聴取の日時: 平成28年9月7日(水) 聴取方法: <u>立会い</u> 電話 手紙 その他()	
本件筆界1:	既設の民石標(K1点)とK2点を結んだ直線
本件筆界2:	K3点とペンキ(S70点)を結んだ直線
根拠	①本件筆界1及び本件筆界2は、直線上に位置する関係にあり、民石標(K1点)とペンキ(S70点)は、本件筆界を示している。
	②関係土地2は、その東側において民有地との間で道路境界が確定している。 その北側の確定線を西方向へ延長した線が対象土地乙の東側筆界線と接する位置がK3点 南側の確定線を西方向へ延長した線が対象土地乙の東側筆界線と接する位置がK2点
(2) 関係人: B(甲野一郎)	
聴取の日時: 平成28年9月7日(水) 聴取方法: <u>立会い</u> 電話 手紙 その他()	
本件筆界1:	本件筆界1の南端筆界点は、民石標(K1点)
根拠	関係土地1と対象土地甲1との境界に民石標(K1点及びS6点)が設置されており、これらの点が筆界点と認識
(3) 関係人: C(国:財務省)	
聴取の日時: 平成28年9月7日(水) 聴取方法: <u>立会い</u> 電話 手紙 その他()	
本件筆界1: 本件筆界2:	本件筆界1の北端筆界点及び本件筆界2の南端筆界点は、関係土地2確定線を西方向へ延長した線が対象土地乙の東側筆界線とそれぞれ接する位置と認識
根拠	〇〇市が保管する平成17年第〇〇〇号土地境界図 なお、関係土地2の幅員は、0.60m
(4) 参考人: H(100-60土地の所有者)	
聴取の日時: 平成28年9月7日(水) 聴取方法: 立会い <u>電話</u> 手紙 その他()	
陳述内容	ブロック塀2の中心線の位置が100-60と対象土地乙との筆界と認識

※実地調査、意見聴取等期日において、上記の主張、陳述内容を確認する必要がある。

(様式6)

9 資料の検証 ※測量成果との比較等を行う。	
(1) 地図等の検討結果 ※登記所保管の地図等についての検証	採否
ア 本件対象土地について、不動産登記法14条1項の地図はない。 イ 管轄登記所に備え付けられている地図に準ずる図面(本件公図)は、昭和54年に改製されたマイラー図(旧土地台帳附属地図。明治9年に改祖図として作成されたもの) ウ 対象土地及び関係土地の現地における土地の配列及び形状は、本件公図と概ね一致	○
(2) ○○号土地境界図 ※市町村等保管の図面等についての検証	採否
関係土地2と隣接する民有地との境界であるS45, S53, S50, S54の各点の位置は、現地に埋設されている金属標の位置と公差の範囲内で一致	◎
(3) 土地所在図・地積測量図 ※登記簿附属書類についての検証	採否
—	—
(4) 地形、地目、面積、形状	採否
ア 対象土地甲1を仮にK1, K2, S2, S1, S6及びK1の各点を結んだ範囲とし、対象土地甲2を仮にK3, K4, S66及びK3の各点を結んだ範囲とした場合の合計面積は、140.37㎡で公簿面積(140.51㎡)とほぼ一致 イ 対象土地乙と100-58土地を仮にK1, S38, S37, S33, S32, K4及びK1の各点を直線を結んだ範囲とした場合の合計面積は、223.68㎡(公簿面積は222.04㎡)	◎
(5) 本件実測図 ※申請人又は関係人から提出された実測図等についての検証	採否
ア 本件実測図に記載されている測定年月日は、100-58が対象土地乙から分筆された日と近接 イ 本件実測図に記載されている面積は、当該分筆後の両土地の公簿面積と一致 ウ 本件実測図中の各筆界点(「◎」印が記載されているところ)には、現地(K1, S38, S37, S33)に民石標が設置 各点の点間距離と、本件実測図における辺長とは、いずれも公差の範囲内で一致 ① S38点とK1点の点間距離:10.690m 測量成果:10.725m ② S38点とS37点の点間距離:8.836m 測量成果:8.836m ③ S37点とS33点の点間距離:5.472m 測量成果:5.476m	◎
(6) 境界標及び囲障等の検討結果	採否
ア 本件実測図におけるK1点とS38点の距離は、測量成果と概ね一致(0.035mの差異) イ 100番58土地のコンクリートタキと100番59土地のコンクリート土留に沿ってS38, S37, S33, S32の各点に境界標が設置 ウ 対象土地乙のブロック塀の北東角S34点とS32点を結ぶ線は、100番58土地と100番59土地の筆界線とほぼ同じ位置にあり、本件実測図における点間距離(11.200m)と測量成果(11.208m)が公差の範囲で一致 エ K1点と対象土地乙のブロック北東角S34点の本件実測図における点間距離(19.963m)と測量成果(19.963m)が一致	◎
10 調査結果の総合的考察 ※現地の占有状況、申請人等の陳述内容、上記9の検証結果等に基づき、筆界についての意見の判断根拠を簡潔に記載	
本件筆界1の南端筆界点は、対象土地の占有状況(5(2)ア～ウ)、申請人・関係人Bの陳述内容(8(1)(2))及び9(4)の検証結果等から、K1点とするのが相当 本件筆界2の北端筆界点は、対象土地の占有状況(5(2)ア)、申請人の供述(8(1))、9(4)の検証結果等から、K4点とするのが相当 本件筆界1の北端筆界点は、本件公図における関係土地2の形状、9(2)(4)の検証結果等からすると、K1点とK4点とを結ぶ直線と、S50点とS54点とを結んだ直線を西方向へ延長した線との交点(K2点)とするのが相当 本件筆界2の南端筆界点は、本件公図における関係土地2の形状、9(2)(4)の検証結果等からすると、K1点とK4点とを結ぶ直線と、S45点とS53点とを結んだ直線を西方向へ延長した線との交点(K3点)とするのが相当	

凡例

採用(重要) : ◎

採用 : ○

一部採用 : △

不採用 : ×

不存在 : —

測量指図書

- 1 この仕様書は、東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇外の土地の筆界(別紙公図参照)に係る測量及び図面作成の仕様について定める。
- 2 請負契約による成果品納入細目は、次のとおりとする。
 - (1) 成果品目録
 - (2) 筆界特定図面の素図
 - (3) 意見書図面の素図
 - (4) 現況測量図
 - (5) トラバー網図
 - (6) 画地調整図
 - (7) 観測手簿
 - (8) 計算書
 - (9) 座標リスト(必要に応じて、フロッピーデスク等に座標数値を入力しての納品)
 - (10) 筆界点(K点)と引照点(S点)の写真(必要に応じて納品)
 - (11) その他成果品に附属するもの
- 3 この作業の精度及び縮尺は、次のとおりとする。
 - (1) 精度区分 不動産登記規則(平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。)第10条第4項
 - (2) 縮尺区分 規則第10条第2項
- 4 この作業についての実施細目は、次のとおりとし、作業後、不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「法」という。)第143条第2項の図面(筆界特定図面)の基礎となる図面を作成するものとする。
 - (1) 連絡調整

筆界調査委員が行う事前準備調査に基づき、本作業に必要な連絡・調整を行う。
 - (2) 多角測量

筆界点の位置を特定するための測量は、規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」を基礎として行うものとする。

ただし、近傍に基本三角点等が在しない場合、その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別な事情がある場合には、規則第231条第5項ただし書のとおりとする。

なお、近傍とは、筆界点からおおむね200メートル以内の範囲をいう。
 - (3) 復元測量

筆界の標識が不明又は亡失している等の場合は、既存の資料又は画地調整の結果に基づき筆界点を測設する作業を行う。

(4) 画地調整

数筆の土地の位置の特定又は筆界点の復元をする場合に、基礎測量(現況測量を含む。)で得たデータと、資料調査で収集した既存資料とを照合・点検し、面積、辺長の調整計算を行い、周辺土地との均衡調整を図り、筆界点を探索するための作業を行う。

(5) 面積測量

筆界点を特定するための手法として求積を行う。

(6) 上記の作業後、成果品を作成する。

- 5 作業計画書は、2部提出すること。
- 6 納品物等の取扱い及び保管には特に注意し、汚損、損傷等を防止する手段を講ずること。
- 7 観測手簿、記簿及び計算簿の点検及び検査については、登記所備付地図作成作業に関する諸規定に定める精度及び基準によるものとする。
- 8 観測手簿は、青又は黒インクを用いて記帳しなければならない。ただし、データコレクタ及びパーソナルコンピュータを用いて処理する場合は、この限りではない。
- 9 観測手簿、記簿、計算簿及び成果表の文字又は数値はこれを改ざんしてはならない。もし、訂正又は削除をしたときは、その削除した文字又は数値は、なお判読できるようにしておかなければならない。
- 10 成果については、筆界特定登記官の指定する測量に関する知識を有する責任者による検査を実施し、その者が署名、押印をするものとする。

平成 年 月 日

委託者 所 在 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

東京法務局筆界特定登記官 ○ ○ ○ ○ 印

受託者 住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

資 格 土地家屋調査士 ○ ○ ○ ○ 職印

測量データの提供のお願い

当局では、筆界特定手続を迅速かつ円滑に処理するため、土地家屋調査士が申請人代理人となっている事件につきましては、下記の要領で担当官に測量データをメールで送付するようお願いしています。

なお、提供いただいた測量データは、当局において点検（検査測量）し、本手続における資料（測量データ）として採用することとした場合は、成果品として納品していただくことになりますので、あらかじめご準備ください。

1 申請受付段階（取り急ぎ、事件の担当官が決まった段階で必要なもの）

- (1) 申請書に添付した図面の図面データ（S X F）P 2 1 か S F C

※ S X F が無理であれば D X F

- (2) 上記(1)図面の座標データ（S I M A）

2 資料収集段階（おおむね申請から 1 か月程度）

- (1) 現況測量図（S X F）P 2 1 か S F C

※ 採用した測点の位置が分かる図面データ（裏面参照）

※ S X F が無理であれば D X F

- (2) 上記(1)図面の座標データ（S I M A）

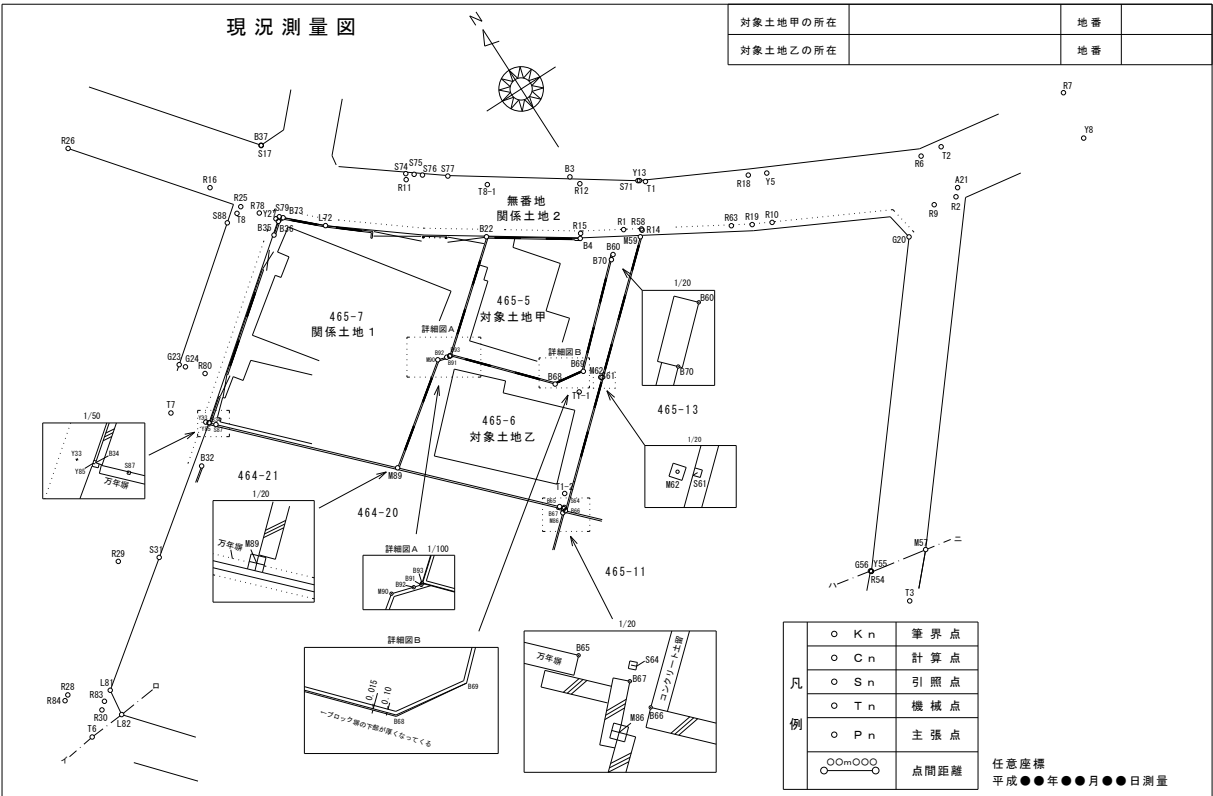
※ 座標一覧の備考欄には境界標の種類を記載してください。

※ 測点が不足している場合、必要な測点の追加測量を指示する場合があります。担当官が指示する期限までに、測量データを提出してください。

提出がない場合は、特定測量に移行する場合があります。

3 最終的に成果品として納品していただくもの

- (1) 提出品目録（記名・押印（職印押印））
- (2) 現況測量図（測量原図）主張点等入っていないもの
- (3) 上記(2)の座標一覧（備考欄に境界標の種類が記載されているもの）
- (4) トラバー網図
- (5) 観測手簿
- (6) 計算書（交点計算，ヘルマート計算，トラバー計算等）
- (7) その他測量成果品に附属するもの（画地調整図等，基準点精度管理表等）



手続番号

縮尺 1/250

対象土地甲の所在					地番
対象土地乙の所在					地番

点名	X座標	Y座標	備考
R1	197.904	196.753	紙
R2	186.763	218.511	紙
B3	203.277	195.534	ブロック塀角
B4	199.079	193.732	ブロック塀角
Y5	195.716	207.804	刻印
R6	190.649	217.977	区紙
R7	188.915	229.252	紙
Y8	185.319	228.697	刻印
R9	187.137	216.857	区紙
R10	192.467	206.179	紙
R11	209.594	185.346	区紙
R12	202.464	195.876	紙
Y13	200.294	198.673	刻印
R14	197.136	197.865	紙
R15	199.376	193.957	区紙
R16	216.868	172.955	紙
S17	217.428	177.769	民金属標
R18	196.324	206.585	紙
R19	193.123	204.865	区紙
G20	186.153	214.034	区金属標
A21	187.263	218.975	区基準点
B22	202.896	188.024	ブロック塀角
G23	207.189	164.044	区金属標
G24	206.808	164.344	区金属標
R25	214.479	174.091	紙
R26	224.901	165.770	紙
Y27	212.342	175.780	刻印
R28	191.268	144.106	区紙
R29	197.487	152.503	区紙
R30	188.992	145.612	区紙
S31	196.113	155.179	民金属標
B32	200.061	161.412	ブロック塀角
Y33	202.600	163.405	刻印
B34	202.414	163.610	ブロック塀角
B35	211.414	175.013	ブロック塀角
B36	212.086	175.826	ブロック塀角
B37	217.459	177.781	ブロック塀角
S38	167.055	164.339	民金属標
L39	167.216	164.208	L型溝角
L40	167.271	165.106	L型溝角

点名	X座標	Y座標	備考
L41	159.786	171.611	L型溝角
R42	159.262	171.106	紙
M43	159.770	167.102	民コンクリート杭
M44	175.554	157.992	民コンクリート杭
S45	148.114	180.780	民金属標
L46	148.367	180.501	L型溝角
L47	147.397	178.125	L型溝角
J48	146.765	177.632	民2.5mコンクリート杭
J49	144.783	177.603	民2.5mコンクリート杭
J50	141.525	178.825	L型溝角
G51	145.545	183.534	区金属標
R52	158.303	190.375	紙
G53	158.434	190.231	区金属標
R54	167.044	198.466	紙
Y55	167.062	198.477	刻印
G56	167.114	198.424	区金属標
M57	166.247	202.672	御影石
R58	197.236	197.876	紙
M59	196.801	197.498	御影石
B60	196.789	195.114	ブロック塀角
S61	189.657	189.562	民金属標
M62	189.722	189.499	民コンクリート杭
R63	193.877	203.539	紙
S64	183.149	182.089	民金属標
B65	183.386	181.839	万年壁柱角
B66	182.901	182.028	ブロック塀角
B67	183.096	182.008	ブロック塀角
B68	191.107	186.419	アワシ基礎角
B69	190.774	188.660	ブロック塀角
B70	196.539	194.808	ブロック塀角
S71	200.351	199.575	民金属標
L72	209.957	178.560	L型溝角
B73	212.120	176.261	ブロック塀角
S74	209.978	185.559	民金属標
S75	209.604	186.045	民金属標
S76	209.230	186.532	民金属標
S77	208.164	188.051	民金属標
R78	213.354	174.982	紙
S79	212.334	176.067	民金属標
R80	205.620	165.286	紙

点名	X座標	Y座標	備考
L81	189.873	146.901	L型溝角
L82	187.925	146.642	L型溝角
R83	189.424	146.109	紙
R84	191.022	143.708	紙
Y85	202.426	163.573	民コンクリート杭 (刻印)
M86	182.878	181.793	民コンクリート杭
S87	202.049	163.935	民金属標
S88	214.018	172.625	民金属標
M89	192.188	173.406	民コンクリート杭
M90	197.248	180.156	民コンクリート杭
B91	196.993	181.033	アワシ基礎方向
B92	197.055	180.809	アワシ基礎方向
B93	197.024	181.073	アワシ基礎角
T1	200.000	200.000	紙
T2	190.431	219.581	紙
T3	163.713	199.655	紙
T4	144.168	181.579	紙
T5	166.521	162.042	紙
T6	187.711	143.940	紙
T7	204.541	161.622	紙
T8	214.217	173.595	紙
T1-1	189.672	187.587	ペンキ
T1-2	183.992	182.672	ペンキ
T8-1	206.073	190.146	紙

手続番号

縮尺 1/250